

令和5年第1回

市議会定例会資料



目 次

議案第 1 号關係	-----	1
議案第 2 号關係	-----	1 2
議案第 3 号關係	-----	1 3
議案第 4 号關係	-----	1 4
議案第 1 4 号關係	-----	1 5
議案第 1 5 号關係	-----	4 9
議案第 1 6 号關係	-----	5 4
議案第 1 7 号關係	-----	1 1 6
議案第 1 8 号關係	-----	1 1 9
議案第 1 9 号關係	-----	1 4 7
議案第 2 0 号關係	-----	1 5 9
議案第 2 1 号關係	-----	1 7 4
議案第 2 2 号關係	-----	1 7 7
議案第 2 3 号關係	-----	1 9 0
議案第 2 4 号關係	-----	1 9 3
議案第 2 5 号關係	-----	1 9 7
議案第 2 8 号關係	-----	2 0 1
報告第 2 号關係	-----	2 0 2

報告第 3 号關係 ----- 2 0 3

報告第 4 号關係 ----- 2 0 4



令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	496					496
	一般管理経費 (職員課)  (繰越明許費)		公用自転車運転時に着用する自転車用ヘルメットを購入することに伴い、消耗品費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費	559					559
	公務災害補償関係経費 (職員課)		公務災害の補償として、条例に基づき見舞金等を支給することに伴い、災害補償費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	1,422				1,422	
	ふるさと基金積立金 (財政課)		寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	40					40
	公共用地先行取得事業特別会計繰出金 (資産経営課)		公共用地先行取得事業特別会計において、行谷芹沢線道路改良事業用地の取得に係る市債を繰上償還することに伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
5	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財政管理費	242					242
	神奈川県市町村移譲事務交付金返還金 (財政課)		令和2年度及び3年度の神奈川県市町村移譲事務交付金の額確定に伴う過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
6	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	10,120					10,120
	庁舎維持管理経費 (資産経営課)		市庁舎について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
7	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	1,000,821				801	1,000,020
	公共施設等再編整備基金積立金 (資産経営課)		市の資金及び寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

# 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
8	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 企画費	83,974	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	41,987					41,987	
	行政改革推進経費 (行政改革推進室) (繰越明許費)		収納環境のデジタル化を推進するため、市税等の口座振替登録手続においてオンライン申請システムを導入するとともに、各種歳入のキャッシュレス決済環境を整備することに伴い、消耗品費、印刷製本費、手数料、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
9	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 企画費	119,571	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	59,785					59,786	
	情報化推進経費 (デジタル推進課) (繰越明許費)		市民サービスの更なる向上及び窓口業務の効率化のため、「書かない窓口」に対応した窓口支援システムを導入することに伴い、消耗品費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
10	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 企画費	13,561	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					13,560	1	
	まち・ひと・しごと創生基金積立金 (企画経営課)		企業版ふるさと納税による寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
11	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 文化行政費	287	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					99	188	
	文化振興基金積立金 (文化生涯学習課)		寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
12	( 款 ) 総務費 ( 項 ) 総務管理費 ( 目 ) 文化行政費	125	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					125		
	姉妹都市交流基金積立金 (秘書広報課)		寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
13	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 社会福祉費 ( 目 ) 社会福祉総務費	796	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					724	72	
	社会福祉基金補助金 (福祉政策課)		寄附金等を社会福祉協議会が管理する社会福祉基金に積み立てるため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
14	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 社会福祉費 ( 目 ) 社会福祉総務費	113,712	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	21,270		64,013			28,429	
	国民健康保険事業保険基盤安定繰出金 (保険年金課)		低所得者に対して行う国民健康保険料の軽減相当額について、当初の見込みより増額となったことに伴い、繰出金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

## 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 国民健康保険事業特別会計繰出金 (保険年金課)	591	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						591	
			国民健康保険事業特別会計における財政安定化支援事業に要する経費を増額することに伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
16	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 介護保険事業特別会計繰出金 (高齢福祉介護課)	548	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						548	
			介護保険事業特別会計における共同処理手数料等の増額に伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
17	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 生活困窮者自立支援事業費 (福祉政策課)	28,075	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						28,075	
			令和3年度の精算に伴う生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
18	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金返還金 (福祉政策課)	5,280	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						5,280	
			令和3年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
19	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 社会福祉総務費 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費返還金 (福祉政策課)	20,017	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						20,017	
			令和3年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
20	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費 障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課)	28,369	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						28,369	
			原油価格の高騰による燃料価格の上昇等に伴い、燃料費を増額するほか、令和3年度の精算に伴う自立支援給付費国庫負担金等を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
21	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費 補装具給付費 (障がい福祉課)	1,758	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
			848	424		486	
			補装具購入に係る平均単価の増加に伴い、扶助費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

# 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 )	補 正 額	説 明				
	( 事 業 名 目 )		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	13,041	6,520	3,260			3,261
	障がい児支援給付費 (障がい福祉課)		放課後等デイサービス等の利用件数の増加に伴い、扶助費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
23	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 体育施設費	6,441					6,441
	体育館管理経費 (スポーツ推進課)  (繰越明許費)		市体育館の吊り下げ式バスケットゴールの修繕を行うため、修繕料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
24	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	3,951					3,951
	児童福祉総務管理経費 (子育て支援課)		令和3年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
25	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	2,173					2,173
	児童福祉総務管理経費 (保育課)		令和2年度及び3年度の精算に伴う保育対策総合支援事業費補助金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
26	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	36,890	360				36,530
	民間保育所運営補助事業費 (保育課)  (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、保育所等が保有する送迎用バスへの置き去り防止に係る安全装置の整備を支援することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するほか、令和3年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
27	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	3,770	1,256	1,256			1,258
	一時預かり事業費 (保育課)		一時預かり事業費について、対象施設及び利用件数の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
28	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉総務費	52					52
	療育相談事業費 (こども育成相談課)		こどもセンターについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

# 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
29	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童福祉総務費	8,207					8,207
	施設等利用費 (子育て支援課)		令和3年度の精算に伴う子育てのための施設等利用給付交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
30	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童福祉総務費	326,778				24,327	302,451
	子ども未来応援基金積立金 (子育て支援課)		市の資金及び寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
31	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童保育費	242,280	48,295	18,310		25,159	150,516
	民間保育所等運営事業費 (保育課)		民間保育所等の入園児童数の増加及び保育士等に係る処遇改善等加算の創設に伴い、委託料を増額するほか、平成29年度から令和3年度の精算等に伴う子どものための教育・保育給付交付金の過配分を返還することに伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
32	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童保育費	55,624	8,687	4,344			42,593
	施設等利用費 (保育課)		施設等利用費の対象施設の増加及び利用者の増加に伴い、負担金補助及び交付金を増額するほか、令和3年度の精算に伴う子育てのための施設等利用給付交付金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
33	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童保育費	94,850					94,850
	子育て世帯生活支援特別給付金返還金 (子育て支援課)		令和3年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
34	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 児童保育費	42,069					42,069
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費返還金 (子育て支援課)		令和3年度の精算に伴う新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
35	( 款 ) 民生費 ( 項 ) 児童福祉費 ( 目 ) 地域児童福祉費	14,469				65	14,404
	放課後児童健全育成事業費 (保育課)		公設児童クラブについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するほか、平成29年度から令和元年度及び3年度の精算に伴う子ども・子育て支援交付金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

## 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
36	(款) 民生費 (項) 生活保護費 (目) 生活保護総務費	156,699					156,699
	生活保護総務管理経費 (生活支援課)		令和3年度の精算に伴う生活保護費国庫負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
37	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	15,533					15,533
	感染症対策事業費 (保健予防課)		令和3年度の精算に伴う感染症予防事業費等負担金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
38	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	2,459					2,459
	風しん抗体検査事業費 (保健予防課)		令和3年度の精算に伴う疾病予防対策事業費等補助金の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
39	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	321,903	17,178	300,335		1,422	2,968
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (保健予防課)		新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、自宅療養者や入院患者の増加等に対応するため、負担金補助及び交付金、扶助費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
40	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 予防費	1,087,204					1,087,204
	新型コロナウイルスワクチン接種事業費返還金 (健康増進課)		令和2年度及び3年度の精算に伴う新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金等の過配分を返還するため、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
41	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 母子衛生費	606	570				36
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (健康増進課) (繰越明許費)		新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、同感染症への不安を抱える妊婦等への分娩前ウイルス検査及び乳幼児健康診査の個別健診を実施するため、委託料、負担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
42	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費	273					273
	公衆便所関係経費 (環境保全課)		公衆便所について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

## 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
43	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 環境衛生費 環境施策推進事業費 ( 環境政策課 )	20	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						20	
			茅ヶ崎駅南口喫煙所について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に 伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
44	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 環境衛生費 太陽光発電設備普及啓発基金積立金 ( 環境政策課 )	565	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					413	152	
			売電収入、寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
45	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 保健衛生費 ( 目 ) 保健所費 保健所管理運営経費 ( 保健企画課 )	2,322	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					386	1,936	
			保健所庁舎について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、負 担金補助及び交付金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
46	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 清掃費 ( 目 ) 清掃総務費 清掃総務管理経費 ( 資源循環課 )	5,080	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					5,080		
			大型ごみ証紙及び指定ごみ袋の販売手数料について、当初の想定を上回る 販売件数が見込まれるため、手数料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
47	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 清掃費 ( 目 ) 清掃総務費 ごみ減量化・資源化基金積立金 ( 資源循環課 )	163,541	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					162,668	873	
			有価物売却代金及び寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額する もの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
48	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 清掃費 ( 目 ) じんかい処理費 焼却炉経費 ( 環境事業センター )	1,667	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,667	
			ごみ焼却処理施設について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴 い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
49	( 款 ) 衛生費 ( 項 ) 清掃費 ( 目 ) じんかい処理費 粗大ごみ処理施設経費 ( 環境事業センター )	404	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						404	
			粗大ごみ処理施設について、原油価格の高騰による燃料価格の上昇等に伴 い、燃料費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

## 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 目 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
50	(款) 労働費 (項) 労働諸費 (目) 労働諸費 勤労市民会館管理運営経費 (雇用労働課) (繰越明許費)	4,517	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						4,517	
			勤労市民会館について、昇降機の油圧パワーユニット等の修繕を行うため、修繕料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
51	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費 新型コロナウイルス感染症対策利子補給等基金積立金 (産業振興課)	18,278	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	18,278						
			県の新型コロナウイルス対策特別融資を受けた事業者に対する利子補給に関し、令和5年度の補助の原資を基金に積み立てるため、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
52	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 高田萩園線道路改良 (道路建設課) (繰越明許費)	18,771	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
				16,900		1,871	
			高田萩園線道路改良事業について、買収予定地の変更に伴い、公有財産購入費を減額するとともに、補償補填及び賠償金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
53	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 道路新設改良費 行谷芹沢線道路改良 (道路建設課) (繰越明許費)	45,159	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	1,000			43,900		259	
			行谷芹沢線道路改良事業について、歩行者、自転車等の安全性及び利便性向上を図るため、国の補正予算を活用し、道路拡幅及び歩道設置を進めることに伴い、委託料、工事請負費、公有財産購入費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
54	(款) 土木費 (項) 道路橋りょう費 (目) 橋りょう維持費 橋りょう等長寿命化推進事業費 (道路管理課) (繰越明許費)	49,610	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	14,534			35,000		76	
			国の補正予算を活用し、点検結果を踏まえた橋りょう等の長寿命化に向けた設計業務を行うことに伴い、委託料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
55	(款) 土木費 (項) 河川費 (目) 河川総務費 河川総務管理経費 (下水道河川管理課)	16	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						16	
			河川水位情報システムにおける水位計及びカメラについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
56	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 公共下水道事業会計出資金 (下水道河川総務課)	134	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						134	
			国の補正予算を活用し、公共下水道事業会計において雨水・汚水管の整備や耐震工事等を実施することに伴い、投資及び出資金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				



# 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事業名 ( 主 管 課 )	補 正 額	明 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
57	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費 緑のまちづくり基金積立金 (景観みどり課)	1,042	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					877	165	
			寄附金等を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
58	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 緑化推進費 森林環境譲与税基金積立金 (景観みどり課)	1,627	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						1,627	
			森林環境譲与税を財源とする事業について、予算の執行状況を踏まえ、積立を行う額が増加することに伴い、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
59	(款) 消防費 (項) 消防費 (目) 常備消防費 職員給与費 (職員課)	8,016	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	6,485				1,531		
			新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、患者等の搬送など、感染症業務手当の支給対象業務の増加に伴い、特殊勤務手当を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
60	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 事務局管理経費 (学務課)	△ 1,266	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						△ 1,266	
			令和5年度新入学児童用の黄色帽子について、申し出のあった寄附物品を活用して整備することとしたため、購入に係る消耗品費を減額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
61	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 教育事務委託負担金 (学務課)	11,152	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						11,152	
			藤沢市への教育事務委託負担金について、事務局費及び学校管理費等の不足が生じたため、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
62	(款) 教育費 (項) 教育総務費 (目) 事務局費 学校施設整備基金積立金 (教育施設課)	1,001,119	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
					1,119	1,000,000	
			市の資金及び寄附金を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
63	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費 学校施設整備事業費 (教育施設課) (繰越明許費)	89,255	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	22,901			66,000		354	
			国の補正予算を活用し、茅ヶ崎小学校等の屋内運動場の照明設備改修工事及び今宿小学校等の空調設備改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

# 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
64	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	15,750	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	15,750						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育総務課) (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、感染症流行下において、感染症の影響を最小限に留めつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、小学校において感染者及び濃厚接触者が発生した際の対応やその後の活動継続等に要する取組を進めることに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
65	(款)教育費(項)小学校費 (目)学校管理費	15,750	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	15,750						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学務課) (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、感染症流行下において、感染症の影響を最小限に留めつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、小学校において教室等における効果的な換気に必要な物品を購入することに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
66	(款)教育費(項)小学校費 (目)教育振興費	23,049	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	9,683			9,400		3,966	
	特別支援学級関係経費 (学校教育指導課) (繰越明許費)		市内の特別支援学級における在籍児童数の平準化を図るため、国の補正予算を活用し、浜之郷小学校に特別支援学級を設置することに伴い、消耗品費、工事請負費、備品購入費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
67	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	159	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						159	
	一般管理経費 (教育総務課)		中学校について、原油価格の高騰による燃料価格の上昇等に伴い、燃料費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
68	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	713	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						713	
	職員健康管理経費 (学務課)		学校職員の定期健康診断について、当初の想定を上回る利用が見込まれるため、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
69	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	486,900	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	89,478			397,000		422	
	学校施設整備事業費 (教育施設課) (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、第一中学校等の屋内運動場の照明設備改修工事、円蔵中学校等のグラウンド改修工事、中島中学校等のトイレ改修工事、萩園中学校等の空調設備改修工事を行うため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				
70	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	9,450	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	9,450						
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (教育総務課) (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、感染症流行下において、感染症の影響を最小限に留めつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、中学校において感染者及び濃厚接触者が発生した際の対応やその後の活動継続等に要する取組を進めることに伴い、消耗品費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

## 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第13号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 目 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明					
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源		
71	(款)教育費(項)中学校費 (目)学校管理費	9,450	9,450					
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学務課)  (繰越明許費)		国の補正予算を活用し、感染症流行下において、感染症の影響を最小限に留めつつ学校教育活動を継続できる環境を維持するため、中学校において教室等における効果的な換気に必要な物品を購入することに伴い、消耗品費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)					
72	(款)教育費(項)中学校費 (目)教育振興費	40,257	18,071		17,700		4,486	
	特別支援学級関係経費 (学校教育指導課)  (繰越明許費)		市内の特別支援学級における在籍生徒数の平準化を図るため、国の補正予算を活用し、萩園中学校に特別支援学級を設置することに伴い、消耗品費、工事請負費、備品購入費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)					
73	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	299					299	
	施設維持管理経費 (松林公民館)		松林公民館について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)					
74	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	218					218	
	施設維持管理経費 (南湖公民館)		南湖公民館について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)					
75	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	264					264	
	施設維持管理経費 (香川公民館)		香川公民館について、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)					
76	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年対策費	5,503					5,503	
	青少年広場整備事業費 (青少年課)  (繰越明許費)		本村四丁目青少年広場について、利用者の安全を確保するため、フェンスを追加設置することに伴い、工事請負費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)					
77	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	1,378					1,378	
	茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営経費 (体験学習センター)		茅ヶ崎公園体験学習センターについて、原油価格の高騰による電気料金の上昇等に伴い、光熱水費を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)					

## 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

国民健康保険事業特別会計(令和4年度 補正第5号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) ( 事 業 名 ) ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 国民健康保険運営基金 (項) 国民健康保険運営基金 (目) 国民健康保険運営基金	433,011				11	433,000
	国民健康保険運営基金積立金 (保険年金課)		前年度繰越金及び利子を基金へ積み立てるため、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)				

## 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

介護保険事業特別会計(令和4年度 補正第4号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 一般管理経費 (高齢福祉介護課)	548				548	
	共同処理手数料等の増額に伴い、手数料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)						
2	(款) 介護保険運営基金 (項) 介護保険運営基金 (目) 介護保険運営基金 介護保険運営基金積立金 (高齢福祉介護課)	504		504			
	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に減免を実施した介護保険料の減収分について、その財源となる特別調整交付金が追加交付されたことに伴い、減収分を繰り入れていた基金に同交付金を積み立てるため、積立金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)						

## 令和5年第1回定例会補正予算の主な事業の概要

公共用地先行取得事業特別会計(令和4年度 補正第1号)  
(歳出)

(単位:千円)

項番	( 款 項 目 ) 事 業 名 ( 主 管 課 )	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
1	(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 元金 市債償還金 (資産経営課)	1,278				1,278	
	行谷芹沢線道路改良事業用地について、一般会計での買換えに伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)						
2	(款) 公債費 (項) 公債費 (目) 利子 市債利子 (資産経営課)	40				40	
	行谷芹沢線道路改良事業用地について、一般会計での買換えに伴い、償還金利子及び割引料を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)						
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費 一般会計繰出金 (資産経営課)	1,155				1,155	
	行谷芹沢線道路改良事業用地について、一般会計での買換えに伴い、繰出金を増額するもの。  *決定過程 理事者調整(令和5年2月7日)						

## 茅ヶ崎市自治基本条例等の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

茅ヶ崎市病院事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、病院事業管理者の給与の額を定めるほか関係条例について規定を整備するため提案する。

## 2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項、第172条第3項、第203条の2第4項及び第5項、第204条第3項並びに第231条の3第2項
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2、第24条第5項、第27条第2項、第28条第3項及び第4項並びに第29条の2第2項
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項、第14条及び第17条
- (4) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項
- (5) 茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第18条第2項

## 3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市自治基本条例関係  
所要の規定を整備することとした。（第3条関係）
- (2) 茅ヶ崎市公文書等管理条例関係  
所要の規定を整備することとした。（第2条関係）
- (3) 茅ヶ崎市情報公開条例関係  
所要の規定を整備することとした。（第3条関係）
- (4) 茅ヶ崎市行政手続条例関係  
所要の規定を整備することとした。（第2条関係）
- (5) 茅ヶ崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例関係  
所要の規定を整備することとした。（第2条関係）
- (6) 茅ヶ崎市職員定数条例関係  
ア 茅ヶ崎市病院事業の職員の定数を定めることとした。（第2条関係）  
イ 所要の規定を整備することとした。（第1条関係）
- (7) 茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例関係  
所要の規定を整備することとした。（第7条関係）
- (8) 茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例関係

- 所要の規定を整備することとした。(別表第1関係)
- (9) 茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例関係
- ア 病院事業管理者の給料月額は、910,000円とすることとした。(第3条関係)
- イ 病院事業管理者の期末手当の支給割合は、100分の177.5とすることとした。(第4条関係)
- ウ 病院事業管理者の退職手当の額は、退職の日における病院事業管理者の給料月額に100分の300を乗じて得た額に病院事業管理者としての在職年数を乗じて得た額とすることとした。(第5条関係)
- エ 所要の規定を整備することとした。(第1条関係)
- (10) 茅ヶ崎市職員給与条例関係
- ア 医療職給料表の適用を受ける職員の職務を当該給料表の等級ごとに分類する際に基準となるべき職務の内容を改めることとした。(別表第3関係)
- イ 所要の規定を整備することとした。(第5条、第12条、第15条、第25条、旧附則第3項、附則第3項から附則第12項まで、別表第2関係)
- (11) 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例関係
- 所要の規定を整備することとした。(第2条、第6条、第7条、旧第11条から旧第14条まで、第11条、旧第16条、第12条から第16条まで関係)
- (12) 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例関係
- 所要の規定を整備することとした。(第4条、旧第6条、第6条から第18条まで、附則第2項関係)
- (13) 茅ヶ崎市職員退職手当条例関係
- 所要の規定を整備することとした。(第1条、第18条、附則第12項関係)
- (14) 茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例関係
- 所要の規定を整備することとした。(第5条、第6条関係)
- (15) 茅ヶ崎市看護師等奨学金貸付条例関係
- 所要の規定を整備することとした。(第3条、第6条から第10条まで、第12条関係)
- (16) 茅ヶ崎市職員分限条例関係
- 所要の規定を整備することとした。(附則第2項、附則第3項関係)
- (17) 茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係
- 所要の規定を整備することとした。(第10条関係)
- (18) 茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例関係
- 所要の規定を整備することとした。(第20条、第25条関係)



(19) 茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例関係  
所要の規定を整備することとした。(附則第26項関係)

(20) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設ける  
こととした。

茅ヶ崎市自治基本条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市自治基本条例の一部改正) (定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〃 略 (3) 〃 略 (4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、<u>固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。</u></p>	<p>(定義) 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 〃 略 (3) 〃 略 (4) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、<u>農業委員会及び固定資産評価審査委員会</u>をいう。</p>
<p>(茅ヶ崎市公文書等管理条例の一部改正) (定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、<u>農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。</u> 2 〃 略 5 〃 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、<u>農業委員会及び固定資産評価審査委員会</u>をいう。 2 〃 略 5 〃 略</p>
<p>(茅ヶ崎市情報公開条例の一部改正) (定義) 第3条 略 2 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、<u>農業委員会、固定資産評価審査委員会及び病院事業管理者をいう。</u></p>	<p>(定義) 第3条 略 2 この条例において「実施機関」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、<u>農業委員会及び固定資産評価審査委員会</u>をいう。</p>
<p>(茅ヶ崎市行政手続条例の一部改正) (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定</p>

めるところによる。

(1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、神奈川県の条例、神奈川県の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。）の規則（同法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）、市の条例、市の執行機関の規則及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。次号において同じ。）をいう。

(2) 条例等 市の条例、市の執行機関の規則及び企業管理規程並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県の条例及び神奈川県の執行機関の規則をいう。

(3)

）略

(5)

(6) 市の機関 市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）、病院事業管理若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立して権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 略

(8) 略

2 略

(茅ヶ崎市政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例、市の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。）の規則（同法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下この号及び次条第1項において同じ。）、市の議会の規程及び企業管理規程（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。）並びに同法第252条の17の2第1項又

めるところによる。

(1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、神奈川県の条例、神奈川県の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。）の規則（同法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）、市の条例及び市の執行機関の規則

をいう。

(2) 条例等 市の条例及び市の執行機関の規則 並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県の条例及び神奈川県の執行機関の規則をいう。

(3)

）略

(5)

(6) 市の機関 市の執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立して権限を行使することを認められたものをいう。

(7) 略

(8) 略

2 略

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 市の条例、市の執行機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第7章の規定に基づいて設置される執行機関をいう。以下同じ。）の規則（同法第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下この号及び次条第1項において同じ。）及び市の議会の規程

並びに同法第252条の17の2第1項又

は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県条例及び神奈川県執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関 市の議会、執行機関、消防本部（消防署を含む。）、病院事業管理者若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。）により独立して権限を行使することを認められたものをいう。

(3)

～ 略

(10)

(茅ヶ崎市職員定数条例の一部改正)

(用語の定義)

第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の各事務部局、消防機関並びに病院事業に常時勤務する職員（副市長、教育長、病院事業管理者及び6月を限度として臨時的に任用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

部局等		定員数
1	市長の事務部局の職員	1, 151人
略		略
7	消防職員	略
8	病院事業の職員	556人
		略

は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県条例及び神奈川県執行機関の規則をいう。

(2) 市の機関 市の議会、執行機関、消防本部（消防署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）及び条例等をいう。）により独立して権限を行使することを認められたものをいう。

(3)

～ 略

(10)

(用語の定義)

第1条 この条例において「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会の各事務部局並びに消防機関に常時勤務する職員（副市長、教育長、及び6月を限度として臨時に雇用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

部局等		定員数
1	市長の事務部局	1, 151人
	一般職員	
	病院の職員	556人
略		略
7	消防職員	略
		略
		略

2 略

(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 略  
3 略

(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

別表第1（第1条関係）

区分	単位	報酬額
略	略	略
略	略	略
農地利用最適化推進委員選考委員会委員	略	略
病院事業経営審議会委員	日額	10,000円

2 略

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合に於ては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として規則で定める場合に限る。当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 略  
3 略

別表第1（第1条関係）

区分	単位	報酬額
略	略	略
市立病院経営審議会委員	日額	10,000円
市立病院地域医療支援委員会委員	日額	10,000円
略	略	略
農地利用最適化推進委員選考委員会委員	略	略

市立病院地域医療支援委員会委員	日額	10,000円
略	略	略

備考 略

(茅ヶ崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）の給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。

(1)

略

(3)

(4) 病院事業管理者 910,000円

(期末手当等)

第4条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(1) 略

(2) 副市長、教育長及び病院事業管理者 100分の177.5

3 略

4 略

(退職手当)

略	略	略
---	---	---

備考 略

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給与及び旅費の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第3条 市長等の給料月額は、次のとおりとする。

(1)

略

(3)

(期末手当等)

第4条 略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職、死亡等によりその職を離れた日現在）において市長等が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の120を乗じて得た額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、茅ヶ崎市職員給与条例（昭和26年茅ヶ崎市条例第74号）第27条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額とする。

(1) 略

(2) 副市長及び教育長 100分の177.5

3 略

4 略

(退職手当)

第5条 略

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に市長等としての在職年数を乗じて得た額とする。この場合において、在職年数に1年未満の端数があるときは、その端数部分は月割により計算する。

- (1) 略
  - (2) 略
  - (3) 略
  - (4) 病院事業管理者 100分の300
- 3 略
- 4 略

(茅ヶ崎市職員給与条例の一部改正)

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 医療職給料表 (別表第2)

2 略

(初任給調整手当)

第12条 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額180,500円を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。

- 2 略
- (地域手当)
- 第15条 略
- 2 略

3 医療職給料表の適用を受ける職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の1

第5条 略

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に市長等としての在職年数を乗じて得た額とする。この場合において、在職年数に1年未満の端数があるときは、その端数部分は月割により計算する。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- 3 略
- 4 略

(給料表)

第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 医療職給料表 (別表第2)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

2 略

(初任給調整手当)

第12条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額180,500円を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。

- 2 略
- (地域手当)
- 第15条 略
- 2 略

3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の1

6 を乗じて得た月額地域手当を支給する。  
(宿日直手当)

第25条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、6,000円

を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。この場合において、宿日直勤務をした日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加給する。

2 略

附 則  
(施行期日)

1 略

(茅ヶ崎市職員給与条例の廃止)

2 略

(病院給食調理員であった者の給料の特例)

3 令和4年3月31日において病院の給食の調理業務に従事していた職員で、同年4月以後にその者の受ける給料月額が同年3月に支給された給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるもの(附則第6項の規定の適用を受ける職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。)には、その者の受ける給料月額が旧給料月額に達することとなるまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(管理監督職員に支給する期末手当の特例)

4 略

(管理監督職員に支給する勤勉手当の特例)

5 略

(職員の定年の引上げに伴う措置)

6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第8項において「特定日」という。)以後、当該職

6 を乗じて得た月額地域手当を支給する。  
(宿日直手当)

第25条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、9,000円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては、21,000円)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。この場合において、宿日直勤務をした日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加給する。

2 略

附 則  
(施行期日)

1 略

(茅ヶ崎市職員給与条例の廃止)

2 略

(病院の看護師等の給料の特例)

3 医療職給料表(3)の適用を受ける職員には、当分の間、給料月額のほか、給料月額に1,000分の6を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料として支給する。

(病院給食調理員であった者の給料の特例)

4 令和4年3月31日において病院の給食の調理業務に従事していた職員で、同年4月以後にその者の受ける給料月額が同年3月に支給された給料月額(以下この項において「旧給料月額」という。)に達しないこととなるもの(附則第7項の規定の適用を受ける職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。)には、その者の受ける給料月額が旧給料月額に達することとなるまでの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(管理監督職員に支給する期末手当の特例)

5 略

(管理監督職員に支給する勤勉手当の特例)

6 略

(職員の定年の引上げに伴う措置)

7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第9項において「特定日」という。)以後、当該職



員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条の規定により当該職員に属する職務の級並びに第7条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとす。）とする。

## 7 略

8 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

## 9 略

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項まで

員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条の規定により当該職員に属する職務の級並びに第7条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとす。）とする。

## 8 略

9 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

## 10 略

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項まで

の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
別表第2（第5条関係）

（単位 円）

略
---

備考 この表は、保健所に勤務する医師  
に適用する。

別表第3（第6条関係）

1 行政職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	略
7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部長の職務</li> <li>2 副所長の職務</li> <li>3 消防長の職務</li> </ol>

の規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。  
別表第2（第5条関係）

1 医療職給料表(1)

（単位 円）

略
---

備考 この表は、保健所に勤務する医師並びに病院に勤務する医師及び歯科  
医師で規則で定めるものに適用する。

2 医療職給料表(2)

（単位 円）

略
---

備考 この表は、保健所及び病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で  
規則で定めるものに適用する。

3 医療職給料表(3)

（単位 円）

略
---

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他  
の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第6条関係）

1 行政職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
略	略
7級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部長の職務</li> <li>2 副所長の職務</li> <li>3 副院長又は病院の事務局長の職務</li> </ol>

略	略
略	略
2	略
3	<u>4</u> 会計管理者の職務 <u>5</u> 議会、選挙管理委員会又は監査委員の事務局長の職務 <u>6</u> 担当部長の職務 <u>7</u> 参事の職務 <u>8</u> 消防次長又は署長の職務

2 略  
3 医療職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
<u>1</u> 級	医師の職務
<u>2</u> 級	課長補佐の職務
<u>3</u> 級	課長の職務
<u>4</u> 級	保健所の所長の職務

略	略
略	略
2	略
3	<u>4</u> 消防長の職務 <u>5</u> 会計管理者の職務 <u>6</u> 議会、選挙管理委員会又は監査委員の事務局長の職務 <u>7</u> 担当部長の職務 <u>8</u> 参事の職務 <u>9</u> 消防次長又は署長の職務

2 略  
3 医療職給料表(1) 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
<u>1</u> 級	医師又は歯科医師の職務
<u>2</u> 級	<u>1</u> 医長の職務 <u>2</u> 高度の知識及び相当の経験を必要とする医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
<u>3</u> 級	<u>1</u> 主幹の職務 <u>2</u> 病院の部、科又は室の長（診療部長及び中央診療部長を除く。）の職務 <u>3</u> 副科部長又は副救急医療部長の職務 <u>4</u> 高度の知識及び経験を必要とする医療業務を掌理する医長の職務
<u>4</u> 級	<u>1</u> 保健所の所長の職務 <u>2</u> 病院長の職務 <u>3</u> 副院長の職務 <u>4</u> 診療部長又は中央診療部長の職務

4 医療職給料表(2) 等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>基準となる職務</u>
<u>1 級</u>	医師又は歯科医師の職務
<u>2 級</u>	1 薬剤師の職務 2 相当の経験を必要とする業務を行う医療技師又は栄養士の職務
<u>3 級</u>	主任医療技師、主任栄養士又は主任薬剤師の職務
<u>4 級</u>	1 医療技師副主査、栄養士副主査又は薬剤師副主査の職務 2 高度の経験を必要とする業務を処理する主任医療技師、主任栄養士又は主任薬剤師の職務
<u>5 級</u>	1 医療技師主査、栄養士主査又は薬剤師主査の職務 2 高度の知識及び経験を必要とする業務を処理する医療技師副主査、栄養士副主査又は薬剤師副主査の職務
<u>6 級</u>	技師長補佐、科長補佐又は薬局長補佐の職務
<u>7 級</u>	1 参事の職務 2 技師長、科長又は薬局長の職務 3 副技師長、副科長又は副薬局長の職務

5. 医療職給料表(3) 等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>基準となる職務</u>
<u>1 級</u>	准看護師の職務
<u>2 級</u>	1 保健師、助産師又は看護師の職務 2 相当の経験を必要とする業務を行う准看護師の職務

3級	<u>1</u> 保健師副主査、助産師副主査又は看護師副主査の職務 <u>2</u> 高度の経験を必要とする業務を行う保健師、助産師又は看護師の職務 <u>3</u> 高度の知識及び相当の経験を必要とする業務を行う看護師の職務
4級	<u>1</u> 保健師主査、助産師主査又は看護師主査の職務 <u>2</u> 高度の知識及び経験を必要とする業務を処理する保健師副主査、助産師副主査又は看護師副主査の職務 <u>3</u> 高度の知識及び経験を必要とする業務を行う看護師の職務
5級	看護師長の職務
6級	<u>1</u> 参事の職務 <u>2</u> 看護部長の職務 <u>3</u> 副看護部長の職務

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)

略

(8)

(9) 略

(死体処理手当)

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)

略

(8)

(9) 放射線取扱手当

(10) 救急医療業務手当

(11) 夜間産科業務手当

(12) 夜間医療業務手当

(13) 略

(14) 特定看護業務手当

(死体処理手当)

第6条 死体処理手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 略

(2) 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号\_\_\_\_\_に規定する作業 死体1体につき2,000円

(2) 前項第2号に規定する作業 作業1回につき2,000円

(感染症業務手当)

第7条 感染症業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 保健所に勤務する職員（医療職給料表の適用を受けない者）は、規則で定める者に限る。が感染症（規則で定める感染症に限る。以下この号において同じ。）の病原体を有し、若しくは有する疑いのある患者に接する業務又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務で、規則で定めるものに従事した場合

(2) 略

2 略

第6条 死体処理手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 略

(2) 病院に勤務する職員のうち規則で定める者が死体の解剖作業又はその補助的な作業に従事した場合

(3) 病院に勤務する職員のうち規則で定める者が死体の縫合又は清拭の作業に従事した場合

(4) 略

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号及び第2号に規定する作業 死体1体につき2,000円

(2) 前項第3号に規定する作業 死体1体につき1,500円

(3) 前項第4号に規定する作業 作業1回につき2,000円

(感染症業務手当)

第7条 感染症業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 次に掲げる職員

\_\_\_\_\_が感染症（規則で定める感染症に限る。以下この号において同じ。）の病原体を有し、若しくは有する疑いのある患者に接する業務又は感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務で、規則で定めるものに従事した場合  
ア 保健所又は病院に勤務する職員のうち医療職給料表の適用を受ける者  
査

イ 保健所に勤務する職員のうち、医療職給料表の適用を受ける者以外  
の者で規則で定める者

(2) 略

2 略

(放射線取扱手当)

第11条 放射線取扱手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1) 病院に勤務する職員のうち次に掲げる者がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は放射性同位元素を使用して行う検査の作業に従事した場合

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける者

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける者で規則で定めるもの

(2) 病院に勤務する職員のうち医療職給料表(3)の適用を受ける者が前号

に規定する作業の補助的な作業に従事した場合

2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する作業 医療職給料表(1)の適用を受ける者にあつては300円、医療職給料表(2)の適用を受ける者にあつては140円

円

(2) 前項第2号に規定する作業 140円

(救急医療業務手当)

第12条 救急医療業務手当は、病院に勤務する職員のうち次に掲げる者が正規の勤務時間(茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成28年茅ヶ崎市条例第38号)第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この条及び第14条第1項において同じ。)以外の時間又は茅ヶ崎市職員給与条例第19条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等における正規の勤務時間に救急医療等に従事した場合に支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける者で規則で定めるもの

(2) 医療職給料表(3)の適用を受ける者で規則で定めるもの

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に規定する職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額(救急の外来患者に対する入院を伴う診療に従事したときは、当該額に当該診療1件につき3,000円を加算した額)

ア 勤務時間が8時間以上である場合 40,000円

イ 勤務時間が4時間以上8時間未満である場合 24,000円

ウ 勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 12,000円

エ 勤務時間が2時間未満である場合 6,000円

(2) 前項第2号に規定する職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める額

ア 勤務時間が4時間以上である場合 15,000円

イ 勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 10,000円

ウ 勤務時間が2時間未満である場合 5,000円

(夜間産科業務手当)

第13条 夜間産科業務手当は、病院に勤務する職員のうち医療職給料表(1

の適用を受ける者（産婦人科に所属する者に限る。）が午後5時15分から翌日の午前8時30分までの間に分娩の介助その他の分娩に関わる業務に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、業務1件につき30,000円とする。

（夜間医療業務手当）

第14条 夜間医療業務手当は、病院に勤務する職員のうち次の各号に掲げる者が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において行われる業務で当該各号に掲げるものに従事した場合に支給する。

(1) 医療職給料表(2)の適用を受ける者で規則で定めるもの 調剤、照射又は検査

(2) 医療職給料表(3)の適用を受ける者 看護等

2 前項の手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 深夜における勤務時間が2時間以上である場合 4,100円

(2) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円

（救急等業務手当）

第15条 略

（特定看護業務手当）

第16条 特定看護業務手当は、病院に勤務する看護師で医療法第6条の5第1項及び第6条の7第1項の規定に基づく医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項（平成19年厚生労働省告示第108号）第1条第2号の規定に基づき広告することができる看護師の専門性に関する資格（感染管理に係るものに限る。）を有するものが病院の院内感染の防止に係る業務に専ら従事した場合に、日額2,000円を支給する。

（併給禁止）

第17条 略

（手当額の特例）

第18条 略

（定年前再任用短時間勤務職員の特殊勤務手当の額）

第19条 略

（修学部分休業及び高齢者部分休業取得中の特殊勤務手当の額）

（救急等業務手当）

第11条 略

（併給禁止）

第12条 略

（手当額の特例）

第13条 略

（定年前再任用短時間勤務職員の特殊勤務手当の額）

第14条 略

（修学部分休業及び高齢者部分休業取得中の特殊勤務手当の額）



第1.5条 略  
(委任)  
第1.6条 略

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)  
(報酬算定基礎額)

第4条 前条第2項から第4項までに規定する報酬算定基礎額(次条において単に「報酬算定基礎額」という。)は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する会計年度の初日において施行されている茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号。以下「給与条例」という。)第5条第1項の給料表(以下単に「給料表」という。)による額に、当該額に給与条例第15条第2項に規定する割合(医療職給料表)の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、同条第3項に規定する割合)を乗じて得た額を加算した額とする。

2 略  
3 略

第2.0条 略  
(委任)  
第2.1条 略

(報酬算定基礎額)

第4条 前条第2項から第4項までに規定する報酬算定基礎額(次条において単に「報酬算定基礎額」という。)は、当該会計年度任用職員が採用された日の属する会計年度の初日において施行されている茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号。以下「給与条例」という。)第5条第1項の給料表(以下単に「給料表」という。)による額に、当該額に給与条例第15条第2項に規定する割合(医療職給料表(1))の適用を受ける会計年度任用職員にあっては、同条第3項に規定する割合)を乗じて得た額を加算した額とする。

2 略  
3 略

(初任給調整手当に相当する報酬)

第6条 医療職給料表(1)の適用を受ける会計年度任用職員の職のうち採用が困難であると認められる職に新たに採用された会計年度任用職員には、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

- (1) 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員 月額180,500円を超えない範囲内で規則で定める額に、当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た割合(その割合に小数点以下3位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合)を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)
- (2) 日額により基本報酬を定める会計年度任用職員 前号の規則で定める額を勤務時間条例第3条第2項本文に規定する時間に2.1を乗じて得た数で除して得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)

(3) 時間額により基本報酬を定める会計年度任用職員 第1号の規則で定める額を21で除して得た額を勤務時間条例第3条第2項本文に規定する時間で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第6条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）第3条から第11条までに規定する業務又は作業に従事した会計年度任用職員には、同条例の規定の例により特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(基本報酬の減額等)

第7条 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員が規則で定めるところにより割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項及び第9条第1項において「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第9条第1項において「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第9条第1項において「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇（規則で定める休暇を除く。以下この条において同じ。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条第1項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬を減額して支給する。

2 日額により基本報酬を定める会計年度任用職員が正規の勤務時間を勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第12条第2項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬を減額して支給する。

3 略

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第8条 正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間以内には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間に

(3) 時間額により基本報酬を定める会計年度任用職員 第1号の規則で定

める額を21で除して得た額を勤務時間条例第3条第2項本文に規定する時間で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額）

(特殊勤務手当に相当する報酬)

第7条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）第3条から第16条までに規定する業務又は作業に従事した会計年度任用職員には、同条例の規定の例により特殊勤務手当に相当する報酬を支給する。

(基本報酬の減額等)

第8条 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員が規則で定めるところにより割り振られた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を勤務しないときは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項及び第10条第1項において「祝日法による休日」という。）（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第10条第1項において「祝日法による休日等」という。）又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第10条第1項において「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇（規則で定める休暇を除く。以下この条において同じ。）による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条第1項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬を減額して支給する。

2 日額により基本報酬を定める会計年度任用職員が正規の勤務時間を勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条第2項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬を減額して支給する。

3 略

(時間外勤務手当に相当する報酬)

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間に

つき、第1.2条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ10分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

- (1) 略
- (2) 略

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員のうち38時間45分を超えて勤務した会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、第1.2条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（正規の勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）における勤務のうち規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の規則で定める時間に限り、）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第1.2条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 前3項の場合において、正規の勤務時間を超えて勤務した日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日に正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第1.2条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を乗じて得た額を加給する。

つき、第1.3条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ10分の100から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

- (1) 略
- (2) 略

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた会計年度任用職員のうち38時間45分を超えて勤務した会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した規則で定める時間に対して、勤務1時間につき、第1.3条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（正規の勤務時間を割り振らない日（以下「週休日」という。）における勤務のうち規則で定める勤務を除く。）の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の規則で定める時間に限り、）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第1.3条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

4 前3項の場合において、正規の勤務時間を超えて勤務した日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日に正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第1.3条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を乗じて得た額を加給する。

(休日勤務手当に相当する報酬)

第9条 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員（以下この項において単に「会計年度任用職員」という。）が祝日法による休日等（毎日を週休日と定められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であつて、規則で定めるものにあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合は、当該会計年度任用職員には、第12条第3項第1号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の場合において、正規の勤務時間中に勤務した日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日に正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、第12条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を乗じて得た額を加給する。

(夜間勤務手当に相当する報酬)

第10条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第12条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

(端数計算)

第11条 次条第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額並びに第8条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当に相当する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの基本報酬の額の算出)

第12条 第7条第1項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額は、第3条第2項の規定により算定した基本報酬の額に12を乗じ、その額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を

(休日勤務手当に相当する報酬)

第10条 月額により基本報酬を定める会計年度任用職員（以下この項において単に「会計年度任用職員」という。）が祝日法による休日等（毎日を週休日と定められている会計年度任用職員以外の会計年度任用職員であつて、規則で定めるものにあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、規則で定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた場合は、当該会計年度任用職員には、第13条第3項第1号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。

2 前項の場合において、正規の勤務時間中に勤務した日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、これらの日に正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を乗じて得た額を加給する。

(夜間勤務手当に相当する報酬)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条第3項各号に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額に100分の25を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

(端数計算)

第12条 次条第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額並びに第9条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当に相当する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの基本報酬の額の算出)

第13条 第8条第1項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額は、第3条第2項の規定により算定した基本報酬の額に12を乗じ、その額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を

乗じたもので除して得た額とする。

2 第7条第2項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額は、第3条第3項の規定により算定した基本報酬の額を、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 第8条から第10条までに規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、会計年度任用職員が第6条

の規定による特殊勤務手当に相当する報酬のうち月額の特  
殊勤務手当に相当する報酬の支給を受ける会計年度任用職員であるとき又は会計年度任用職員の勤務が同条の規定による特殊勤務手当に相当する報酬（月額のものを除く。）の支給対象となる勤務のうち規則で定めるものであるときは、この項前段の額に規則で定めるところにより計算した額を加えた額とする。

(1)

略

(3)

(宿日直手当に相当する報酬)

第13条 宿日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員には、その勤務1回につき、6,000円

を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。この場合において、宿日直勤務をした日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加給する。

(報酬の支給方法)

第14条 略

(通勤に係る費用弁償)

第15条 略

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第16条 略

(期末手当)

第17条 略

(委任)

乗じたもので除して得た額とする。

2 第8条第2項に規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額は、第3条第3項の規定により算定した基本報酬の額を、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額とする。

3 第9条から第11条までに規定する勤務1時間当たりの基本報酬の額は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、会計年度任用職員が第6条の規定による初任給調整手当に相当する報酬若しくは第7条の規定による特殊勤務手当に相当する報酬のうち月額の特  
殊勤務手当に相当する報酬の支給を受ける会計年度任用職員であるとき又は会計年度任用職員の勤務が同条の規定による特殊勤務手当に相当する報酬（月額のものを除く。）の支給対象となる勤務のうち規則で定めるものであるときは、この項前段の額に規則で定めるところにより計算した額を加えた額とする。

(1)

略

(3)

(宿日直手当に相当する報酬)

第14条 宿日直勤務を命ぜられた会計年度任用職員には、その勤務1回につき、6,000円（入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては、21,000円）を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。この場合において、宿日直勤務をした日が12月29日から翌年の1月3日までの日に当たるときは、その勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加給する。

(報酬の支給方法)

第15条 略

(通勤に係る費用弁償)

第16条 略

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第17条 略

(期末手当)

第18条 略

(委任)

第18条 略  
附 則

- 1 略
- 2 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例附則第4項に規定する作業に従事した会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第5項の規定の例により感染症業務手当に相当する報酬を支給する。この場合において第6条の規定は、適用しない。

(茅ヶ崎市職員退職手当条例の一部改正)

(趣旨)

- 1 第1条 この条例は、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤続期間の計算)

- 1 第18条 略
- 2 略
- 3 略
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 略  
9 略

附 則

- 1 略
- 1 1 略
- 1 2 茅ヶ崎市職員給与条例附則第6項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1 3

第19条 略  
附 則

- 1 略
- 2 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例附則第4項に規定する作業に従事した会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第5項の規定の例により感染症業務手当に相当する報酬を支給する。この場合において第7条の規定は、適用しない。

(趣旨)

- 1 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤続期間の計算)

- 1 第18条 略
- 2 略
- 3 略
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれ

に準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 略  
9 略

附 則

- 1 略
- 1 1 略
- 1 2 茅ヶ崎市職員給与条例附則第7項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

1 3

く 略  
17

(茅ヶ崎市税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例の一部改正)

(延滞金の減免)

第4条 略

(病院事業に係る税外収入金に関する読替え)

第5条 病院事業に係る税外収入金(過料を除く。)については、この条例中「市長」とあるのは「病院事業管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 略

(茅ヶ崎市看護師等奨学金貸付条例の一部改正)

(奨学生の選考)

第3条 病院事業管理者は、選考によって奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)を決定する。

(貸付の休止)

第6条 病院事業管理者は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの奨学金の貸付けを休止することができる。

(貸付の廃止)

第7条 病院事業管理者は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを廃止することができる。

(1) 養成施設を退学し、又は退学させられたとき。

(2)

く 略

(4)

(5) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。

(6) 略

(7) 略

(返還の義務)

第8条 略

く 略  
17

(延滞金の減免)

第4条 略

(委任)

第5条 略

(奨学生の選考)

第3条 市長は、選考によって奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)を決定する。

(貸付の休止)

第6条 市長は、奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの奨学金の貸付けを休止することができる。

(貸付の廃止)

第7条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを廃止することができる。

(1) 養成施設を退学し、または退学させられたとき。

(2)

く 略

(4)

(5) 学業成績または性行が著しく不良となったと認められるとき。

(6) 略

(7) 略

(返還の義務)

第8条 略

2 奨学金の返還の時期及び方法は、病院事業管理者が定める。

(返還の猶予)

第9条 病院事業管理者は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には当該事情が継続している間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 略
- (2) 進学、被災その他特別の事情により病院事業管理者が必要と認めるとき。

(返還の免除)

第10条 第8条の規定にかかわらず、病院事業管理者は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することになった場合には、奨学金返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 疾病その他 特別の事情により貸付けを受けた奨学金を返還する能力を失ったと認められるとき。
- (4) 前各号との均衡上、病院事業管理者が特に必要と認めるとき。  
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

2 奨学金の返還の時期及び方法は、市長が定める。

(返還の猶予)

第9条 市長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には当該事情が継続している間、奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 略
- (2) 進学、被災、その他特別の事情により市長が必要と認めるとき。

(返還の免除)

第10条 第8条の規定にかかわらず、市長は、奨学金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することになった場合には、奨学金返還の債務の全部または一部を免除することができる。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 疾病等、その他特別の事情により貸付けを受けた奨学金を返還する能力を失ったと認められるとき。
- (4) 前各号との均衡上、市長が特に必要と認めるとき。  
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。



茅ヶ崎市自治基本条例等の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(茅ヶ崎市職員分限条例の一部改正)</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)附則第6項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)附則第6項の規定による降給とする」とする。</p> <p>3 第5条第2項の規定は、茅ヶ崎市職員給与条例附則第6項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨を記載した書面を交付するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)附則第7項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに茅ヶ崎市職員給与条例(昭和26年茅ヶ崎市条例第74号)附則第7項の規定による降給とする」とする。</p> <p>3 第5条第2項の規定は、茅ヶ崎市職員給与条例附則第6項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定により給料月額が異動することとなった旨を記載した書面を交付するものとする。</p>
<p>(茅ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例(平成28年茅ヶ崎市条例第43号)第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任期付短時間勤務職員についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例(平成28年茅ヶ崎市条例第43号)第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>
<p>(茅ヶ崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p> <p>(育児短時間勤務職員等についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の特例)</p> <p>第20条 育児短時間勤務職員等についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例(平成28年茅ヶ崎市条例第43号)第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(育児短時間勤務職員等についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の特例)</p> <p>第20条 育児短時間勤務職員等についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例(平成28年茅ヶ崎市条例第43号)第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

略

(任期付短時間勤務職員についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の特例)  
 第25条 任期付短時間勤務職員についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例  
 第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の  
 右欄に掲げる字句とする。

略

(茅ヶ崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

附 則

1  
 ~ 略

25

26 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与  
 条例第27条第3項、第30条第2項、第31条第2項及び附則第3項の  
 規定を適用する。

27 略

28 略

略

(任期付短時間勤務職員についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の特例)  
 第25条 任期付短時間勤務職員についての茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例  
 第19条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、同表の  
 右欄に掲げる字句とする。

略

附 則

1  
 ~ 略

25

26 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与  
 条例第27条第3項、第30条第2項、第31条第2項及び附則第4項の  
 規定を適用する。

27 略

28 略

茅ヶ崎市自治基本条例等の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。

- ② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- ③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第一百七十二条 前十一条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

- ② 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。
- ③ 第一項の職員の定数は、条例でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。
- ④ 第一項の職員に関する任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法の定めるところによる。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。  
(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

② 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第一項において「分担金等」という。）につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。
- 5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前各項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 6 第三項の規定により普通地方公共団体の長が地方税の滞納処分の例によりした処分についての審査請求については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条の四の規定を準用する。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 8 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
- 9 普通地方公共団体の長は、第七項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。
- 10 第七項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分については、裁判所に出訴することができない。
- 11 第三項の規定による処分中差押物件の公売は、その処分が確定するまで執行を停止する。
- 12 第三項の規定による処分は、当該普通地方公共団体の区域外においても、することができる。

#### ○地方公務員法

（会計年度任用職員の採用の方法等）

- 第二十二條の二 次に掲げる職員（以下この条において「会計年度任用職員」という。）の採用は、第十七條の二第一項及び第二項の規定にかかわらず、競争試験又は選考によるものとする。
- 一 一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職（第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を除く。）（次号において「会計年度任用の職」という。）を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの
  - 二 会計年度任用の職を占める職員であつて、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの
- 2 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。
  - 3 任命権者は、前二項の規定により会計年度任用職員を採用する場合には、当該会計年度任用職員にその任期を明示しなければならない。
  - 4 任命権者は、会計年度任用職員の任期が第二項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。
  - 5 第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。
  - 6 任命権者は、会計年度任用職員の採用又は任期の更新に当たつては、職務の遂行に必要かつ十分な任期を定めるものとし、必要以上に短い任期を定めることにより、採用又は任期の更新を反復して行うことのないよう配慮しなければならない。
  - 7 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条中「六月」とあるのは、「一月」とする。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

- 2 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- 3 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。
- 4 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。
- 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(分限及び懲戒の基準)

第二十七条 すべて職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。

- 2 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、若しくは免職されず、この法律又は条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して、休職されず、又、条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることのない。
- 3 職員は、この法律で定める事由による場合でなければ、懲戒処分を受けることのない。

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
  - 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
  - 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合
- 2 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。
    - 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
    - 二 刑事事件に関し起訴された場合
  - 3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、条例で定めなければならない。
  - 4 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

(適用除外)

第二十九条の二 次に掲げる職員及びこれに対する処分については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定を適用しない。

- 一 条件付採用期間中の職員
  - 二 臨時的に任用された職員
- 2 前項各号に掲げる職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができる。

○地方公務員の育児休業等に関する法律

(育児短時間勤務の承認)

第十条 職員(非常勤職員、臨時的に任用される職員その他これらに類する職員として条例で定める職員を除く。)は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子がその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によって勤務する職員以外の職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態)により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しないときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- 一 日曜日及び土曜日を週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において一日につき十分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に十分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。以下この項及び第十三条において同じ。）勤務すること。
  - 二 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下この項において同じ。）勤務すること。
  - 三 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき五分の一勤務時間（週間勤務時間に五分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。以下この項及び第十三条において同じ。）勤務すること。
  - 四 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき五分の一勤務時間、一日については一日につき十分の一勤務時間勤務すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、一週間当たりの勤務時間が五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から八分の一勤務時間に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように条例で定める勤務の形態
- 2 育児短時間勤務の承認を受けようとする職員は、条例で定めるところにより、育児短時間勤務をしようとする期間（一月以上一年以下の期間に限る。）の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。
  - 3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

（育児短時間勤務職員の給与等の取扱い）

第十四条 育児短時間勤務職員については、国家公務員育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている国家公務員の給与、勤務時間及び休暇の取扱いに関する事項を基準として、給与、勤務時間及び休暇の取扱いに関する措置を講じなければならない。

（育児短時間勤務の承認が失効した場合等における育児短時間勤務の例による短時間勤務）

第十七条 任命権者は、第十二条において準用する第五条の規定により育児短時間勤務の承認が失効し、又は取り消された場合において、過員を生ずることその他の条例で定めるやむを得ない事情があると認めるときは、その事情が継続している期間、条例で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしていた職員に、引き続き当該育児短時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることができる。この場合において、第十三条から前条までの規定を準用する。

○地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

（職員の任期を定めた採用）

第三条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を選考により任期を定めて採用することができる

○

一 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期

間困難である場合

二 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合

3 人事委員会（地方公務員法第九条第一項の規定により同項に規定する事務を行うこととされた公平委員会を含む。以下同じ。）を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

第四条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

一 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

二 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

（短時間勤務職員の任期を定めた採用）

第五条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第一項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前二項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認（第二号にあっては、承認その他の処分）を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、条例で定めるところにより、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

一 地方公務員法第二十六条の二第一項又は第二十六条の三第一項の規定による承認

二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十一条第六項の規定により読み替えて準用する同条第三項から第五項までの規定を最低基準として定める条例の規定による承認その他の処分

三 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項の規定による承認

（任期）

第六条 第三条第一項又は第二項の規定により採用される職員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が定める。

2 第四条又は前条の規定により採用される職員又は短時間勤務職員の任期は、三年（特に三年を超える任期を定める必要がある場合として条例で定める場合においては、五年。次条第二項において同じ。）を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて職員又は短時間勤務職員を採用する場合には、当該職員又は短時間勤務職員にその任期を明示しなければならない。

第七条 任命権者は、条例で定めるところにより、第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「特定任期付職員」という。）又は第三条第二項の規定により任期を定めて採用された職員（次条において「一般任期付職員」という。）の任期が五年に満たない場合においては、採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

- 2 任命権者は、条例で定めるところにより、第四条又は第五条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期が三年に満たない場合にあっては、採用した日から三年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。
- 3 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、第一項の規定により任期を更新する場合には、人事委員会の承認を得なければならない。
- 4 前条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定により任期を更新する場合について準用する。

#### ○地方公営企業法

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

- 一 水道事業（簡易水道事業を除く。）
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業

- 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定（以下「財務規定等」という。）は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- 3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあっては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

(管理者の設置)

第七条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第二條第一項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は二以上の事業を通じて管理者一人を置くことができる。なお、水道事業（簡易水道事業を除く。）及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち二以上の事業を併せて経営する場合には、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者一人を置くことを常例とするものとする。

#### ○茅ヶ崎市職員給与条例

(特殊勤務手当)

- 第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に条例で定める。



## 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

教育上特別の支援を必要とする児童生徒等について、就学後も継続して支援をすることができるよう、茅ヶ崎市就学指導委員会の設置目的及び名称を改めることとするため提案する。

## 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第203条の2第5項

## 3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市就学指導委員会の設置目的を、教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学及び支援に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申することとし、名称を、茅ヶ崎市教育支援委員会に改めることとした。（別表関係）
- (2) 所要の規定を整備することとした。（附則第2項関係）
- (3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとした。

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
附属機関の属する執行機関	附属機関	附属機関	委員の数
略	略	略	略
略	略	略	略
教 育 委 員 会	茅ヶ崎市教育支援委員会	茅ヶ崎市就学指導委員会	20人以内
	教育上特別の支援を必要とする児童生徒等の就学及び支援に関する事項につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第18条の2の規定に基づき、障害のある児童生徒等の就学につき教育委員会の諮問に応じて審議し、その結果を答申すること。	
略	略	略	略
略	略	略	略

茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前																						
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第1 (第1条関係)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>教育支援委員会委員</u></td> <td>日額</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	報酬額	略	略	略	<u>教育支援委員会委員</u>	日額	9,000円	略	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>就学指導委員会委員</u></td> <td>日額</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	報酬額	略	略	略	<u>就学指導委員会委員</u>	日額	9,000円	略	略	略
区分	単位	報酬額																							
略	略	略																							
<u>教育支援委員会委員</u>	日額	9,000円																							
略	略	略																							
区分	単位	報酬額																							
略	略	略																							
<u>就学指導委員会委員</u>	日額	9,000円																							
略	略	略																							
備考 略			備考 略																						

## 茅ヶ崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例参照条文

### ○地方自治法

第三百八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

### ○学校教育法

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

### ○学校教育法施行令

（入学期日等の通知、学校の指定）

第五条 市町村の教育委員会は、就学予定者（法第十七条第一項又は第二項の規定により、翌学年の初めから小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校に就学させるべき者をいう。以下同じ。）のうち、認定特別支援学校就学者（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、第二十二條の三の表に規定する程度のもの（以下「視覚障害者等」という。）のうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者をいう。以下同じ。）以外の者について、その保護者に対し、翌学年の初めから二月前までに、小学校、中学校又は義務教育学校の入学期日を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する中学校（法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。以下この項、次条第七号、第六条の三第一項、第七条及び第八条において同じ。）及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合においては、前項の通知において当該就学予定者の就学すべき小学校、中学校又は義務教育学校を指定しなければならない。

3 前二項の規定は、第九条第一項又は第十七条の届出のあつた就学予定者については、適用しない

。（特別支援学校への就学についての通知）

第十一条 市町村の教育委員会は、第二条に規定する者のうち認定特別支援学校就学者について、都道府県の教育委員会に対し、翌学年の初めから三月前までに、その氏名及び特別支援学校に就学させるべき旨を通知しなければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の通知をするときは、都道府県の教育委員会に対し、同項の通知に係る者の学齢簿の謄本（第一条第三項の規定により磁気ディスクをもつて学齢簿を調製している市町村の教育委員会にあつては、その者の学齢簿に記録されている事項を記載した書類）を送付しなければならない。

第十八条の二 市町村の教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第五条（第六条（第二号を除く。）において準用する場合を含む。）又は第十一条第一項（第十一条の二、第十一条の三、第十二条第二項及び第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

## 茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例について

## 1 提案の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請単位が変更されたこと等に伴い、当該計画の認定の申請に対する審査について手数料の額を改める等のため提案する。

## 2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項

## 3 条例の概要

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請等に対する審査に係る手数料の金額を定めることとした。（別表第1関係）
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査に係る手数料について、その区分及び金額を改めること等とした。（別表第1関係）
- (3) この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
別表第1 (第2条関係)			
手数料を徴収する事務	金額	手数料を徴収する事務	金額
略	略	略	略
33 略	略	33 略	略
<u>33の2 建築基準法第52条第6項の規定に基づき建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000円</u>		
略	略	略	
38 略	略	38 略	略
<u>38の2 建築基準法第55条第3項の規定に基づき建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	<u>160,000円</u>		
39 建築基準法第55条第4項各号の規定に基づき建築物の高さの許可の申請に対する審査	略	39 建築基準法第55条第3項各号の規定に基づき建築物の高さの許可の申請に対する審査	略

略	略	略	略
4 1 略	略	略	略
4 1 の 2 建築基準法第 5 8 条第 2 項の規定に基づく建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内の最高限度に関する許可の申請に対する審査	1 6 0, 0 0 0 円		
略	略	略	略
1 4 5 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 2 4 年法律第 8 4 号）第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 5 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関又は建築物のエネルギープランの向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（次項、1 4 8 の項、1 4 9 の項、1 5 5 の項、1 5	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年 国土交通省令第 1 号）第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限り。）の認定の申請 次 に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満の一戸建ての住宅 1 7, 0 0 0 円 イ 床面積の合計が 2 0 0 平方メートル以上の一戸建ての住宅 1 9, 0 0 0 円	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を含む）の項、次項、1 4 8 の項及び 1 4 9 の項において同じ。）の認定の申請 3 4, 0 0 0 円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項、次項、1 4 8 の項及び 1 4 9 の項において同じ。）の住宅部分（人の居住の用に供する建築物の部分）をいう。以下この項、次項、1 4 8 の項及び 1 4 9 の項において同じ。）の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合における	略



6の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。)による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査

(2) 一戸建ての住宅(1)に該当するものを除く。)の認定の申請 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円  
イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円  
(3) 一の建築物(一戸建ての住宅を除く。次項、148の項、149の項、155の項及び158の項において同じ。)の認定の申請(同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。) 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額  
ア 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

6の項及び158の項から161の項までにおいて「登録住宅性能評価機関等」という。)による審査を受けたものを除く。)の認定の申請に対する審査

ものに限る。) 次に掲げる当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請された住戸の数(以下この項及び次項において「申請戸数」という。)の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
ア 申請戸数が1戸の共同住宅等 34,000円  
イ 申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 69,000円  
ウ 申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 97,000円  
エ 申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 140,000円  
オ 申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 200,000円  
カ 申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 280,000円  
キ 申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 380,000円  
ク 申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 500,000円  
ケ 申請戸数が300戸を超える共同住宅等 590,000円  
(3) 一の建築物(一戸建ての住

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円  
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円  
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円  
(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円  
 イ 住宅部分(ア)に該当するものを除く。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円  
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円  
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円

宅を除く。次項、148の項及び149の項において同じ。)の認定の申請(同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。)次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 共同住宅等の住宅部分次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 34,000円  
(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 69,000円  
(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 97,000円  
(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 140,000円  
(イ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 200,000円  
(ウ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 280,000円  
(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 380,000円  
(ク) 総戸数が200戸を超

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円

ウ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第111条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等（同号に規定する工場等をいう。以下同じ。）の用途に供する場合にあつては、同号ロ(2)）又は建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部を

改正する件(令和4年 国土 産業省 環境省 経済 交通省告示第1号。以下この項及び148の項において「改正告示」という。) 附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び改正告示の施

え3000戸以内の共同住宅等 500,000円  
(ケ) 総戸数が3000戸を超える共同住宅等 590,000円

イ 共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下この項、次項、148の項及び149の項において同じ。）次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 110,000円  
(4) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 180,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 280,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 360,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メー

行の日以後の認定申請建築物の非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の一次エネルギー消費量並びに住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分の外壁、窓等を通じての熱の損失の防止及び一次エネルギー消費量に関する基準（令和4年国土交通省告示第1107号。148の項、155の項及び158の項において「増築部分告示」という。）第1第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限り、次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円

(7) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 150,000円

(エ) 床面積の合計が2,0

トル以内の建築物 430,000円

(4) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 500,000円

ウ 非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。以下この項、次項、148の項及び149の項において同じ。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 240,000円

(4) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 300,000円

(7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 380,000円

(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 550,000円

(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え

00平方メートル以上5  
,000平方メートル未  
満の建築物 240,0  
00円

(イ) 床面積の合計が5,0  
00平方メートル以上1  
0,000平方メートル  
未満の建築物 310,  
000円

(ロ) 床面積の合計が10,  
000平方メートル以上  
25,000平方メー  
トル未満の建築物 370  
,000円

(ハ) 床面積の合計が25,  
000平方メートル以上  
の建築物 440,00  
00円

エ 非住宅部分（ウに該当す  
るものを除く。）次に掲  
げる非住宅部分の床面積の  
区分に応じ、それぞれ次に  
定める金額

(ア) 床面積の合計が300  
平方メートル未満の建築  
物 230,000円

(イ) 床面積の合計が300  
平方メートル以上1,0  
00平方メートル未満の  
建築物 290,000  
円

(ロ) 床面積の合計が1,0  
00平方メートル以上2,  
000平方メートル未

10,000平方メー  
トル以内の建築物 670  
,000円

(カ) 床面積の合計が10,  
000平方メートルを超  
え25,000平方メー  
トル以内の建築物 79  
0,000円

(キ) 床面積の合計が25,  
000平方メートルを超  
える建築物 900,0  
00円

満の建築物 370,000円  
 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 530,000円  
 (カ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円  
 (キ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円  
 (ク) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円

次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (1) 一戸建ての住宅の認定の申請 4,700円  
 (2) 一の建築物の認定の申請に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額  
 ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

146 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画（同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。）の認定の申請に

次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (1) 一戸建ての住宅の認定の申請 4,900円  
 (2) 共同住宅等の住宅部分の認定の申請（住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。） 次に掲げる申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 ア 申請戸数が1戸の共同住宅等 4,900円

額 対する審査

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円  
 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 20,000円  
 (ロ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 45,000円  
 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 81,000円  
 イ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 9,400円  
 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 16,000円  
 (ロ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 27,000円  
 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以上の建築物 45,000円

額 対する審査

イ 申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 9,600円  
 ロ 申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 16,000円  
 エ 申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 27,000円  
 オ 申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 45,000円  
 カ 申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 81,000円  
 キ 申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 130,000円  
 ク 申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 160,000円  
 ケ 申請戸数が300戸を超える共同住宅等 170,000円  
 (3) 一の建築物の認定の申請と同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。) 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額  
 ア 共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ

1,000平方メートル未  
 満の建築物 80,000  
 円  
 (イ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 130,000円  
 (ロ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 160,000円  
 (ハ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 200,000円

以下に定める金額  
 (ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 4,900円  
 (イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 9,600円  
 (ロ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 16,000円  
 (ハ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 27,000円  
 (ニ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 45,000円  
 (ホ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 81,000円  
 (ヘ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 130,000円  
 (セ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 160,000円  
 (ゼ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 170,000円  
 イ 共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円



(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 27,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 81,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 130,000円

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 160,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 200,000円

ウ 非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 9,600円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内

<p>の建築物 17,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内の建築物 27,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え 5,000平方メートル以内の建築物 81,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え 10,000平方メートル以内の建築物 130,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え 25,000平方メートル以内の建築物 160,000円</p> <p>(キ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 200,000円</p>	略	略
	略	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 二戸建ての住宅の変更の認定の申請 17,000円 (2) 既に計画の認定を受けた共
	略	148 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更(変更
	略	次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 二戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2
	略	148 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更(変更

部分について同法第5  
4条第1項第1号及び  
第3号に掲げる基準に  
適合していることにつ  
き、あらかじめ登録住  
宅性能評価機関等によ  
る審査を受けたものを  
除く。)の認定の申請  
に対する審査

及びロ(2)に適合するもの  
として申請されたものに限る  
。)の変更の認定の申請 次  
に掲げる一戸建ての住宅の床  
面積の区分に応じ、それぞれ  
次に定める金額  
ア 床面積の合計が200平方  
メートル未満の一戸建て  
の住宅 8,500円  
イ 床面積の合計が200平方  
メートル以上の一戸建て  
の住宅 9,500円

(2) 一戸建ての住宅((1)に該  
当するものを除く。)の変更  
の認定の申請 次に掲げる一  
戸建ての住宅の床面積の区分  
に応じ、それぞれ次に定める  
金額  
ア 床面積の合計が200平方  
メートル未満の一戸建て  
の住宅 17,000円  
イ 床面積の合計が200平方  
メートル以上の一戸建て  
の住宅 19,000円

(3) 一の建築物の変更の認定の  
申請(同時に住宅部分の申請  
をする場合におけるものを含  
む。) 次に掲げる当該申請  
に係る建築物の部分の区分に  
応じ、それぞれ次に定める金  
額を合計した金額  
ア 既に計画の認定を受けた  
住宅部分(共用部分(住宅  
部分のうち住戸以外の部分

部分について同法第5  
4条第1項第1号及び  
第3号に掲げる基準に  
適合していることにつ  
き、あらかじめ登録住  
宅性能評価機関等によ  
る審査を受けたものを  
除く。)の認定の申請  
に対する審査

同住宅等の住宅部分の変更の  
認定の申請(住宅部分のみの  
申請をする場合におけるもの  
に限る。) 次に掲げる当該  
共同住宅等に係る計画の変更  
の認定について同時に申請さ  
れた住戸の数(以下この項及  
び次項において「変更申請戸  
数」という。)の区分に応じ  
、それぞれ次に定める金額  
ア 変更申請戸数が1戸の共  
同住宅等 17,000円  
イ 変更申請戸数が1戸を超  
え5戸以内の共同住宅等  
34,500円  
ウ 変更申請戸数が5戸を超  
え10戸以内の共同住宅等  
48,500円  
エ 変更申請戸数が10戸を  
超え25戸以内の共同住宅  
等 70,000円  
オ 変更申請戸数が25戸を  
超え50戸以内の共同住宅  
等 100,000円  
カ 変更申請戸数が50戸を  
超え100戸以内の共同住  
宅等 140,000円  
キ 変更申請戸数が100戸  
を超え200戸以内の共同  
住宅等 190,000円  
ク 変更申請戸数が200戸  
を超え300戸以内の共同  
住宅等 250,000円  
ケ 変更申請戸数が300戸

をいう。)の審査を要しない場合については、共用部分を除く。以下この項及びび次項において同じ。) (建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 16,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 28,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 50,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 80,000円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(アに該当するものを除く。) 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300

を超える共同住宅等 29  
5,000円

(3) 一の建築物の変更の認定の申請(同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。) 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 17,000円

(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 34,500円

(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 48,500円

(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 70,000円

(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 100,000円

(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 140,000円

(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 190,000円

平方メートル未満の建築物 34,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 60,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 140,000円

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合にあつては、同号ロ(2)）又は改正告示附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)）及び増改築部分告示第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 250,000円

(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 295,000円

イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 55,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 90,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 140,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 180,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 215,000円

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の建築物 260,000円

(7) 床面積の合計が3,000平方メートル未満の建築物 43,500円  
(4) 床面積の合計が3,000平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 55,000円  
(7) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 75,000円  
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 120,000円  
(カ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 155,000円  
(キ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 185,000円  
(ク) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 220,000円

エ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（ウに該当するものを除く。） 次に掲げ

0,000平方メートルを超える建築物 250,000円  
 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(7) 床面積の合計が3,000平方メートル以内の建築物 120,000円  
(4) 床面積の合計が3,000平方メートルを超え1,000平方メートル以内の建築物 150,000円  
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 190,000円  
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 275,000円  
(カ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 335,000円  
(キ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル

る非住宅部分の床面積の区  
分に応じ、それぞれ次に定  
める金額

(7) 床面積の合計が300  
平方メートル未満の建築  
物 115,000円

(4) 床面積の合計が300  
平方メートル以上1,0  
00平方メートル未満の  
建築物 145,000  
円

(7) 床面積の合計が1,0  
00平方メートル以上2  
,000平方メートル未  
満の建築物 185,0  
00円

(5) 床面積の合計が2,0  
00平方メートル以上5  
,000平方メートル未  
満の建築物 265,0  
00円

(4) 床面積の合計が5,0  
00平方メートル以上1  
0,000平方メートル  
未満の建築物 325,  
000円

(4) 床面積の合計が10,  
000平方メートル以上  
25,000平方メー  
トル未満の建築物 385  
,000円

(4) 床面積の合計が25,  
000平方メートル以上  
の建築物 435,00

トル以内の建築物 39  
5,000円

(4) 床面積の合計が25,  
000平方メートルを超  
える建築物 450,0  
00円

エ 新たに追加する共同住宅  
等の住宅部分、共用部分又  
は非住宅部分 145の項  
(3) に定める金額 (この場  
合において、同項(3) 中「  
総戸数」とあるのは「追加  
する戸数」と、「床面積」  
とあるのは「追加する床面  
積」と読み替えるものとす  
る。)

		<p>0円 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 145の項(3)に定める金額(この場合において、同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>
<p>149 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の変更の認定の申請 2,350円 (2) 一の建築物の変更の認定の申請 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (イ) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4,700円 (1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 10,000円 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 22,500円</p>	<p>149 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更(変更部分について同法第54条第1項第1号及び第3号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。)の認定の申請に対する審査</p>
<p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の変更の認定の申請 2,450円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の変更の申請(住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。) 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 変更申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 4,800円 ウ 変更申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 8,000円 エ 変更申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 13,500円 オ 変更申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 22,500円</p>		<p>次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅の変更の認定の申請 2,450円 (2) 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分の変更の申請(住宅部分のみの申請をする場合におけるものに限る。) 次に掲げる変更申請戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 変更申請戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 4,800円 ウ 変更申請戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 8,000円 エ 変更申請戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 13,500円 オ 変更申請戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 22,500円</p>



(エ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上の建築物 40, 500円

イ 既に計画の認定を受けた非住宅部分 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 4, 700円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1, 000平方メートル未満の建築物 8, 000円

(ウ) 床面積の合計が1, 000平方メートル以上2, 000平方メートル未満の建築物 13, 500円

(エ) 床面積の合計が2, 000平方メートル以上5, 000平方メートル未満の建築物 40, 000円

(オ) 床面積の合計が5, 000平方メートル以上10, 000平方メートル未満の建築物 65, 000円

(カ) 床面積の合計が10, 000平方メートル以上25, 000平方メートル未満の建築物 80, 000円

カ 変更申請戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 40, 500円

キ 変更申請戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 65, 000円

ク 変更申請戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 80, 000円

ケ 変更申請戸数が300戸を超える共同住宅等 85, 000円

(3) 一の建築物の変更の認定の申請(同時に住宅部分の申請をする場合におけるものを含む。) 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 既に計画の認定を受けた共同住宅等の住宅部分 次に掲げる共同住宅等の総戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 総戸数が1戸の共同住宅等 2, 450円

(イ) 総戸数が1戸を超え5戸以内の共同住宅等 4, 800円

(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 8, 000円

(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等

000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 100,000円

ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 146の項(2)に定める金額(この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)

13,500円

(カ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 22,500円

(ク) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 40,500円

(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 65,000円

(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 80,000円

(ケ) 総戸数が300戸を超ええる共同住宅等 85,000円

イ 既に計画の認定を受けた共用部分 次に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内の建築物 4,800円

(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の建築物 13,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の建築物 40,500円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超ええる建築物 85,000円

00平方メートルを超え  
10,000平方メートル  
以内の建築物 65,  
000円

(イ) 床面積の合計が10,  
000平方メートルを超  
え25,000平方メー  
トル以内の建築物 80  
,000円

(ロ) 床面積の合計が25,  
000平方メートルを超  
える建築物 100,0  
00円

ウ 既に計画の認定を受けた  
非住宅部分 次に掲げる非  
住宅部分の床面積の区分に  
応じ、それぞれ次に定める  
金額

(7) 床面積の合計が300  
平方メートル以内の建築  
物 4,800円

(イ) 床面積の合計が300  
平方メートルを超え1,  
000平方メートル以内  
の建築物 8,500円

(ロ) 床面積の合計が1,0  
00平方メートルを超え  
2,000平方メートル  
以内の建築物 13,5  
00円

(エ) 床面積の合計が2,0  
00平方メートルを超え  
5,000平方メートル  
以内の建築物 40,5

<p>00円</p> <p>(イ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の建築物 65,000円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の建築物 80,000円</p> <p>(ハ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超える建築物 100,000円</p> <p>エ 新たに追加する共同住宅等の住宅部分、共用部分又は非住宅部分 146の項(3)に定める金額(この場合において、同項(3)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>		
<p>略</p> <p>152 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能</p>	<p>略</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 工場等 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>略</p> <p>152 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能</p>	<p>略</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 工場等 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

<p>適合性判定</p> <p>第1号) 第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項から155の項までにおいて同じ。) 以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>カ (2) 略</p>	<p>適合性判定</p> <p>第1号) 第10条第1号に規定する工場等をいう。以下この項から155の項までにおいて同じ。) 以外の建築物 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 略</p> <p>カ (2) 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>155 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて「住宅性能評価書」とい</p>	<p>155 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて「住宅性能評価書」とい</p>
<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(同省令附則第4条第3項に該当する場合にあっては、同号ロ(2))に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅(1)に該当するものを除く。) 次に</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(同省令附則第4条第3項に該当する場合にあっては、同号ロ(2))に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円</p> <p>(2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項、次項及び15</p>

う。)が交付された住宅に係るものを除く。)の認定の申請に対する審査(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合について審査の申出があつた場合を除く。)

掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 34,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 38,000円

(3) 一の建築物 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 住宅部分(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分という。)の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて同じ。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(同省令附則第4条第3項に該当する場合にあつては、同号ロ(2))に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。)

次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 33,000円

う。)が交付された住宅に係るものを除く。)の認定の申請に対する審査(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合について審査の申出があつた場合を除く。)

8の項から161の項までにおいて同じ。)次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円

ハ

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円

ハ

イ 非住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分という。以下この項、次項及び158の項から161の項までにおいて同じ。)次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 57,000円  
 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円  
 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 160,000円

イ 住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 69,000円  
 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 120,000円  
 (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 200,000円  
 (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 280,000円

物 230,000円（  
 誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第3条第2項に該当する場合にあつては、同省令第10条第1号ロ(2)）又は同省令第10条第3号ロに定める基準をいう。以下この項及び158の項において同じ。）に適合するものにあつては、87,000円）

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 290,000円（誘導基準に適合するものにあつては、110,000円）  
 (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 370,000円（誘導基準に適合するものにあつては、150,000円）  
 (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

巴

ウ 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第3条第2項に該当する場合））又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年 経済産業省 令第1 国土交通省 号。158の項において「改正省令」という。）附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2)及び増改築部分告示第1第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 87,000円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 110,000円

満の建築物 530,000円（誘導基準に適合するもの）は、240,000円

(ウ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 650,000円（誘導基準に適合するもの）は、310,000円

(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 770,000円（誘導基準に適合するもの）は、370,000円

(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 870,000円（誘導基準に適合するもの）は、440,000円

(3) 2以上の建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物を含む場合をいう。次項、158の項及び159の項において同じ。）当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ定める金額を合計した金額



四 (ウ) 床面積の合計が1, 0  
00平方メートル以上2  
, 000平方メートル未  
満の建築物 150, 0  
00円  
 (エ) 床面積の合計が2, 0  
00平方メートル以上5  
, 000平方メートル未  
満の建築物 240, 0  
00円  
 (オ) 床面積の合計が5, 0  
00平方メートル以上1  
0, 000平方メートル  
未満の建築物 310,  
000円  
 (カ) 床面積の合計が10,  
000平方メートル以上  
25, 000平方メー  
トル未満の建築物 370  
, 000円  
 (キ) 床面積の合計が25,  
000平方メートル以上  
の建築物 440, 00  
0円  
 エ 非住宅部分（ウに該当す  
 るものを除く。）次に掲  
 げる非住宅部分の床面積の  
 区分に応じ、それぞれ次に  
 定める金額  
 (7) 床面積の合計が300  
平方メートル未満の建築  
物 230, 000円  
 (1) 床面積の合計が300

ア 申請に係る建築物 (1)  
 又は(2) に定める金額  
イ 他の建築物（建築物のエ  
 ネルギー消費性能の向上に  
 関する法律第35条第1項  
 第4号に掲げる基準に適合  
 していることにつき、あら  
 じめ登録住宅性能評価機  
 関等による審査を受けたも  
 の又は登録住宅性能評価機  
 関から住宅性能評価書が交  
 付された住宅に係るものを  
 除く。）(1) 又は(2) に  
 定める金額  
ウ 他の建築物（建築物のエ  
 ネルギー消費性能の向上に  
 関する法律第35条第1項  
 第4号に掲げる基準に適合  
 していることにつき、あら  
 じめ登録住宅性能評価機  
 関等による審査を受けたも  
 の又は登録住宅性能評価機  
 関から住宅性能評価書が交  
 付された住宅に係るものに  
 限る。）次項(1) 又は(2)  
 ) に定める金額

平方メートル以上1, 0  
0 0平方メートル未満の  
建築物 290, 000  
円

(ウ) 床面積の合計が1, 0  
00平方メートル以上2  
, 000平方メートル未  
満の建築物 370, 0  
00円

(エ) 床面積の合計が2, 0  
00平方メートル以上5  
, 000平方メートル未  
満の建築物 530, 0  
00円

(オ) 床面積の合計が5, 0  
00平方メートル以上1  
0, 000平方メートル  
未満の建築物 650,  
000円

(カ) 床面積の合計が10,  
000平方メートル以上  
25, 000平方メート  
ル未満の建築物 770  
, 000円

(キ) 床面積の合計が25,  
000平方メートル以上  
の建築物 870, 00  
0円

(4) 2以上の建築物（建築物の  
エネルギー消費性能の向上に  
関する法律第34条第3項に  
規定する他の建築物を含む場  
合をいう。次項、158の項  
及び159の項において同じ

<p>。)<u>当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</u>ア <u>申請に係る建築物</u> (1)、(2)又は(3)に定める金額</p> <p>イ <u>他の建築物</u> (ウに掲げるものを除く。)<u>(1)、(2)又は(3)に定める金額</u></p> <p>ウ <u>他の建築物</u> (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)<u>次項(1)、(2)又は(3)に定める金額</u></p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等</p>
<p>。)<u>当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</u>ア <u>申請に係る建築物</u> (1)、(2)又は(3)に定める金額</p> <p>イ <u>他の建築物</u> (ウに掲げるものを除く。)<u>(1)、(2)又は(3)に定める金額</u></p> <p>ウ <u>他の建築物</u> (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)<u>次項(1)、(2)又は(3)に定める金額</u></p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等</p>
<p>。)<u>当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</u>ア <u>申請に係る建築物</u> (1)、(2)又は(3)に定める金額</p> <p>イ <u>他の建築物</u> (ウに掲げるものを除く。)<u>(1)、(2)又は(3)に定める金額</u></p> <p>ウ <u>他の建築物</u> (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)<u>次項(1)、(2)又は(3)に定める金額</u></p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 他の建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画 (同法第35条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等</p>

<p>による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>	<p>による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。)の認定の申請に対する審査(同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>	<p>略</p>
<p>1.5.8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3.6条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(変更部分について同法第3.5条第1項第1号から第3号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。)の認定の申請に対する</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 二戸建ての住宅 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円 (2) 一戸建ての住宅以外の建築物 次に掲げる当該申請に係る建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 既に計画の認定を受けた建築物の住宅部分 次に掲</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 二戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(同省令附則第4条第3項に該当する場合にあっては、同号ロ(2))に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 二戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)(同省令附則第4条第3項に該当する場合にあっては、同号ロ(2))に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 8,500円 イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 9,500円</p>

る審査（同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

(2) 一戸建ての住宅（1）に該当するものを除く。）次に掲げる一戸建ての住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅 17,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅 19,000円

(3) 一の建築物 次に掲げる建築物の部分（既に計画の認定を受けた部分で変更しない部分を含む。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)（同省令第4条第3項に該当する場合にあつては、同号ロ(2)）に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 16,500円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,0

る審査（同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があった場合を除く。）

げる建築物の住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 34,500円

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 60,000円

(7) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 140,000円

イ 既に計画の認定を受けた建築物の非住宅部分 次に掲げる建築物の非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(7) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 115,000円

誘導基準に適合するものにあつては、43,500円)

(1) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 145,000

00平方メートル未満の建築物 28,500円  
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物 50,000円  
(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 80,000円  
 イ 既に計画の認定を受けた住宅部分（アに該当するものを除く。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額  
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 34,500円  
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 60,000円  
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 100,000円  
(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物 140,000円  
 立 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー

円（誘導基準に適合するもの）は、55,000円  
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 185,000円（誘導基準に適合するもの）は、75,000円  
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 265,000円（誘導基準に適合するもの）は、120,000円  
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 325,000円（誘導基準に適合するもの）は、155,000円  
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 385,000円（誘導基準に適合するもの）は、185,000円  
(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 435,000円

ギ一消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2) (非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同省令附則第3条第2項に該当する場合にあつては、同号ロ(2) )  
又は改正省令附則第3項の規定により読み替えて適用される建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号ロ(2) 及び増改築部分告示第1第1項第2号の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物 43,500円  
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物 55,000円  
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物 75,000円  
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未

0円 (誘導基準に適合するものにあつては、220,000円)  
ウ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 155の項(2)に定める金額 (この場合において、同項(2)中「床面積」とあるのは「追加する床面積」と読み替えるものとする。)  
(3) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額  
ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (1)又は(2)に定める金額  
イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。) (1) 又は(2)に定める金額  
ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が

満の建築物 1 2 0, 0  
0 0 0 円  
 (オ) 床面積の合計が 5, 0  
0 0 平方メートル以上 1  
0, 0 0 0 平方メートル  
未満の建築物 1 5 5,  
0 0 0 円  
 (カ) 床面積の合計が 1 0,  
0 0 0 平方メートル以上  
2 5, 0 0 0 平方メー  
トル未満の建築物 1 8 5  
, 0 0 0 円  
 (キ) 床面積の合計が 2 5,  
0 0 0 平方メートル以上  
の建築物 2 2 0, 0 0  
0 円  
 エ 既に計画の認定を受けた  
 非住宅部分（ウに該当する  
 ものを除く。）次に掲げ  
 る非住宅部分の床面積の区  
 分に応じ、それぞれ次に定  
 める金額  
 (イ) 床面積の合計が 3 0 0  
平方メートル未満の建築  
物 1 1 5, 0 0 0 円  
 (ロ) 床面積の合計が 3 0 0  
平方メートル以上 1, 0  
0 0 平方メートル未満の  
建築物 1 4 5, 0 0 0  
円  
 (ハ) 床面積の合計が 1, 0  
0 0 平方メートル以上 2  
, 0 0 0 平方メートル未  
満の建築物 1 8 5, 0

生じるもの（建築物のエネ  
 ルギー消費性能の向上に関  
 する法律第 3 5 条第 1 項第  
 4 号に掲げる基準に適合し  
 ていることにつき、あらか  
 じめ登録住宅性能評価機関  
 等による審査を受けたもの  
 に限る。）次項(1)又は  
 (2)に定める金額  
 エ 新たに計画に追加する建  
 築物（建築物のエネルギー  
 消費性能の向上に関する法  
 律第 3 5 条第 1 項第 4 号に  
 掲げる基準に適合している  
 ことにつき、あらかじめ登  
 録住宅性能評価機関等によ  
 る審査を受けたもの又は登  
 録住宅性能評価機関から住  
 宅性能評価書が交付された  
 住宅に係るものを除く。）  
 1 5 5 の項(1)又は(2)  
 に定める金額  
 オ 新たに計画に追加する建  
 築物（建築物のエネルギー  
 消費性能の向上に関する法  
 律第 3 5 条第 1 項第 4 号に  
 掲げる基準に適合している  
 ことにつき、あらかじめ登  
 録住宅性能評価機関等によ  
 る審査を受けたもの又は登  
 録住宅性能評価機関から住  
 宅性能評価書が交付された  
 住宅に係るものに限る。）  
 1 5 6 の項(1)又は(2)



に定める金額

00円  
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物 265,000円  
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の建築物 325,000円  
(カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の建築物 385,000円  
(キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上の建築物 435,000円

オ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 155の項(3)に定める金額(この場合において、同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)

(4) 2以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額  
ア 申請に係る建築物で、建築物のエネルギー消費性能

に変更が生じるもの (1)  
、 (2) 又は (3) に定める金額

イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (ウ) に掲げるものを除く。) (1) 、 (2) 又は (3) に定める金額

ウ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものに限る。) 次項(1) 又は (2) に定める金額

エ 新たに計画に追加する建築物 (オ) に掲げるものを除く。) 155の項(1) 、

(2) 又は(3) に定める金額

オ 新たに計画に追加する建築物 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第4号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住

<p>1 5 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 6 条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第3 5 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第3 6 条第2 項において準用する同法第3 5 条第2 項の規定により建築基準法第6 条第1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があつた場合を除く。）</p>	<p>1 5 9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 6 条第1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（変更部分について同法第3 5 条第1 項第1 号から第3 号までに掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第3 6 条第2 項において準用する同法第3 5 条第2 項の規定により建築基準法第6 条第1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があつた場合を除く。）</p>
<p>住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。） 1 5 6 の項(1) 又は(2) に定める金額</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 略 (3) 2 以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 略 イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 5 条第1 項第4 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査（同法第3 6 条第2 項において準用する同法第3 5 条第2 項の規定により建築基準法第6 条第1 項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出があつた場合を除く。）</p>
<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 略 (3) 2 以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 略 イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 5 条第1 項第4 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。） 前項(1) 又は(2) に定める金額 ウ 略 エ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 5 条第1 項第4 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 略 (2) 略 (3) 2 以上の建築物 当該計画に係る建築物について、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合計した金額 ア 略 イ 既に計画の認定を受けた他の建築物で、建築物のエネルギー消費性能に変更が生じるもの（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 5 条第1 項第4 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登録住宅性能評価機関等による審査を受けたものを除く。） 前項(1) 又は(2) に定める金額 ウ 略 エ 新たに計画に追加する建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第3 5 条第1 項第4 号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ登</p>

略	略	略
	録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) <u>155の項(1)、(2)又は(3)</u> に定める金額 オ 略	略

備考 略

略	略	略
	録住宅性能評価機関等による審査を受けたもの又は登録住宅性能評価機関から住宅性能評価書が交付された住宅に係るものを除く。) <u>155の項(1)又は(2)</u> に定める金額 オ 略	略

備考 略

茅ヶ崎市手数料条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の規定による改正前のもの）

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。
- 二 エネルギー消費性能 建築物の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二条第一項に規定するエネルギーをいい、建築物に設ける空気調和設備その他の政令で定める建築設備（第六条第二項及び第三十四条第三項において「空気調和設備等」という。）において消費されるものに限る。）の量を基礎として評価される性能をいう。
- 三 建築物エネルギー消費性能基準 建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。
- 四 建築主等 建築主（建築物に関する工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者をいう。
- 五 所管行政庁 建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

- 2 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、建築物エネルギー消費性能基準のみによっては建築物のエネルギー消費性能の確保を図ることが困難であると認める場合においては、条例で、建築物エネルギー消費性能基準に必要な事項を付加することができる。

(特定建築物の建築主の基準適合義務)

第十一条 建築主は、特定建築行為（特定建築物（居住のために継続的に使用する室その他の政令で定める建築物の部分（以下「住宅部分」という。）以外の建築物の部分（以下「非住宅部分」という。）の規模がエネルギー消費性能の確保を特に図る必要があるものとして政令で定める規模以上である建築物をいう。以下同じ。）の新築若しくは増築若しくは改築（非住宅部分の増築又は改築の規模が政令で定める規模以上であるものに限る。）又は特定建築物以外の建築物の増築（非住宅部分の増築の規模が政令で定める規模以上であるものであって、当該建築物が増築後において特定

建築物となる場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物（非住宅部分に限る。）を建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない。

2 前項の規定は、建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定とみなす。

（建築物エネルギー消費性能適合性判定）

第十二条 建築主は、特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、建築物エネルギー消費性能確保計画（特定建築行為に係る特定建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画をいう。以下同じ。）を提出して所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定（建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。第五項及び第六項において同じ。）が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定をいう。以下同じ。）を受けなければならない。

2 建築主は、前項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして特定建築行為をしようとするときは、その工事に着手する前に、その変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を所管行政庁に提出しなければならない。この場合において、当該変更が非住宅部分に係る部分の変更を含むものであるときは、所管行政庁の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない。

3 所管行政庁は、前二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた場合においては、その提出を受けた日から十四日以内に、当該提出に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の結果を記載した通知書を当該提出者に交付しなければならない。

4 所管行政庁は、前項の場合において、同項の期間内に当該提出者に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、二十八日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該提出者に交付しなければならない。

5 所管行政庁は、第三項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の記載によっては当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定によりその期間を延長した場合にあっては、当該延長後の期間）内に当該提出者に交付しなければならない。

6 建築主は、第三項の規定により交付を受けた通知書が適合判定通知書（当該建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合するものであると判定された旨が記載された通知書をいう。以下同じ。）である場合においては、当該特定建築行為に係る建築基準法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をする建築主事又は指定確認検査機関（同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。第八項において同じ。）に、当該適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。ただし、当該特定建築行為に係る建築物の計画（同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画をいう。次項及び第八項において同じ。）について同法第六条第七項又は第六条の二第四項の通知書の交付を受けた場合は、この限りでない。

7 建築主は、前項の場合において、特定建築行為に係る建築物の計画が建築基準法第六条第一項の規定による建築主事の確認に係るものであるときは、同条第四項の期間（同条第六項の規定によりその期間が延長された場合にあっては、当該延長後の期間）の末日の三日前までに、前項の適合判定通知書又はその写しを当該建築主事に提出しなければならない。

8 建築主事は、建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請書を受理した場合において、指定確認検査機関は、同法第六条の二第一項の規定による確認の申請を受けた場合において、建築物の計画が特定建築行為に係るものであるときは、建築主から第六項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認をすることができる。

9 建築物エネルギー消費性能確保計画に関する書類及び第三項から第五項までの通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能適合性判定の実施等）

第十五条 所管行政庁は、第四十四条から第四十七条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）に、第十二条第一項及び第二項並びに第十三条第二項及び第三項の建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う場合における第十二条第一項から第五項まで及び第十三条第二項から第六項までの規定の適用については、これらの規定中「所管行政庁」とあるのは、「第十五条第一項の登録を受けた者」とする。
- 3 登録建築物エネルギー消費性能判定機関は、第十二条第一項若しくは第二項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（住宅部分の規模が政令で定める規模以上である建築物の新築又は住宅部分の規模が政令で定める規模以上である増築若しくは改築に係るものに限る。以下同じ。）の提出又は第十三条第二項若しくは第三項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の写しを所管行政庁に送付しなければならない。

（建築物の建築に関する届出等）

第十九条 建築主は、次に掲げる行為をしようとするときは、その工事に着手する日の二十一日前までに、国土交通省令で定めるところにより、当該行為に係る建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を所管行政庁に届け出なければならない。その変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

一 特定建築物以外の建築物であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のものの新築

二 建築物の増築又は改築であってエネルギー消費性能の確保を図る必要があるものとして政令で定める規模以上のもの（特定建築行為に該当するものを除く。）

- 2 所管行政庁は、前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認めるときは、その届出を受理した日から二十一日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更その他必要な措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 建築主は、第一項の規定による届出に併せて、建築物エネルギー消費性能基準への適合性に関する審査であって第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして国土交通省令で定めるものの結果を記載した書面を提出することができる。この場合において、第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「二十一日前」とあるのは「三日以上二十一日未満の範囲内で国土交通省令で定める日数前」と、第二項中「二十一日以内」とあるのは「前項の国土交通省令で定める日数以内」とする。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定）

第三十四条 建築主等は、エネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築又はエネルギー消費性能の向上のための建築物の増築、改築若しくは修繕等（以下「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」という。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に関する計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 建築物の位置
  - 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
  - 三 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等に係る資金計画
  - 四 その他国土交通省令で定める事項
- 3 建築主等は、第一項の規定による認定の申請に係る建築物（以下「申請建築物」という。）以外の建築物（以下「他の建築物」という。）のエネルギー消費性能の向上にも資するよう、当該申請

建築物に自他供給型熱源機器等（申請建築物及び他の建築物に熱又は電気を供給するための熱源機器等（熱源機器、発電機その他の熱又は電気を発生させ、これを建築物に供給するための国土交通省令で定める機器であって空気調和設備等を構成するものをいう。以下この項において同じ。）をいう。）を設置しようとするとき（当該他の建築物に熱源機器等（エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして国土交通省令で定めるものを除く。）が設置されているとき又は設置されることとなるときを除く。）は、建築物エネルギー消費性能向上計画に、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 他の建築物の位置
- 二 他の建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 その他国土交通省令で定める事項

4 建築主等は、次に掲げる場合においては、第一項の規定による認定の申請をすることができない。

- 一 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき。
- 二 当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物が他の建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として記載されているとき（当該申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物が当該他の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物と同一であるときを除く。）。

（建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等）

第三十五条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第四号及び第四十条第一項において同じ。）に適合するものであること。

二 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

三 前条第二項第三号の資金計画がエネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

四 建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合にあつては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画（他の建築物に係る部分を除く。以下この条において同じ。）を建築主事に通知し、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四



項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合及び第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

9 エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等をしようとする者がその建築物エネルギー消費性能向上計画について第一項の認定を受けたときは、当該エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等のうち、第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、第二条第二項の条例が定められている場合を除き、第十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の変更)

第三十六条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

○建築基準法（脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の規定による改正前のもの）

(建築物の建築等に関する申請及び確認)

第六条 建築主は、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合においては、当該工事に着手する前に、その計画が建築基準関係規定（この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ。）に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けなければならない。当該確認を受けた建築物の計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をして、第一号から第三号までに掲げる建築物を建築しようとする場合（増築しようとする場合においては、建築物が増築後において第一号から第三号までに掲げる規模のものとなる場合を含む。）、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は第四号に掲げる建築物を建築しようとする場合も、同様とする。

一 別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるもの

二 木造の建築物で三以上の階数を有し、又は延べ面積が五百平方メートル、高さが十三メートル若しくは軒の高さが九メートルを超えるもの

三 木造以外の建築物で二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超えるもの

四 前三号に掲げる建築物を除くほか、都市計画区域若しくは準都市計画区域（いずれも都道府県知事が都道府県都市計画審議会の意見を聴いて指定する区域を除く。）若しくは景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区（市町村長が指定する区域を除く。）内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区域の全部若しくは一部について指定する区域内における建築物

2 前項の規定は、防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるとき

については、適用しない。

- 3 建築主事は、第一項の申請書が提出された場合において、その計画が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請書を受理することができない。
  - 一 建築士法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項、第二十条の二第一項若しくは第二十条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例の規定に違反するとき。
  - 二 構造設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の二第一項の建築物の構造設計を行った場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものでないとき。
  - 三 設備設計一級建築士以外の一級建築士が建築士法第二十条の三第一項の建築物の設備設計を行った場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを設備設計一級建築士が確認した設備設計によるものでないとき。
- 4 建築主事は、第一項の申請書を受理した場合においては、同項第一号から第三号までに係るものにあつてはその受理した日から三十五日以内に、同項第四号に係るものにあつてはその受理した日から七日以内に、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて建築基準関係規定に適合することを確認したときは、当該申請者に確認済証を交付しなければならない。
- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の構造計算適合性判定を要するものであるときは、建築主から同条第七項の適合判定通知書又はその写しの提出を受けた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 6 建築主事は、第四項の場合（申請に係る建築物の計画が第六条の三第一項の特定構造計算基準（第二十条第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第四項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。
- 7 建築主事は、第四項の場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めるとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間（前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該申請者に交付しなければならない。
- 8 第一項の確認済証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の様替の工事は、することができない。
- 9 第一項の規定による確認の申請書、同項の確認済証並びに第六項及び第七項の通知書の様式は、国土交通省令で定める。

（容積率）

第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。） 十分の五、十分の六、十分の八、十分の十、十分の十五又は十分の二十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 二 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。）又は第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若

- しくは準工業地域内の建築物（第五号から第七号までに掲げる建築物を除く。） 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十、十分の四十又は十分の五十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 三 商業地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。） 十分の二十、十分の三十、十分の四十、十分の五十、十分の六十、十分の七十、十分の八十、十分の九十、十分の百、十分の百十、十分の百二十又は十分の百三十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 四 工業地域内の建築物（第六号及び第七号に掲げる建築物を除く。）又は工業専用地域内の建築物 十分の十、十分の十五、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち当該地域に関する都市計画において定められたもの
- 五 高層住居誘導地区内の建築物（第七号に掲げる建築物を除く。）であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。） 当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値から、その一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値までの範囲内で、当該高層住居誘導地区に関する都市計画において定められたもの
- 六 居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの 当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値
- 七 特定用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの 当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた数値
- 八 用途地域の指定のない区域内の建築物 十分の五、十分の八、十分の十、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、前面道路（前面道路が二以上あるときは、その幅員の最大のもの。以下この項及び第十二項において同じ。）の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値を乗じたもの以下でなければならない。
- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内の建築物 十分の四
- 二 第一種中高層住居専用地域若しくは第二種中高層住居専用地域内の建築物又は第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域内の建築物（高層住居誘導地区内の建築物であつて、その住宅の用途に供する部分の床面積の合計がその延べ面積の三分の二以上であるもの（当該高層住居誘導地区に関する都市計画において建築物の敷地面積の最低限度が定められたときは、その敷地面積が当該最低限度以上のものに限る。第五十六条第一項第二号ハ及び別表第三の四の項において同じ。）を除く。） 十分の四（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の六）
- 三 その他の建築物 十分の六（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内の建築物にあつては、十分の四又は十分の八のうち特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの）
- 3 第一項（ただし書を除く。）、前項、第七項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五（第二号イを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の二（第二号イを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の三第一項（第一号ロを除く。第六項において同じ。）、第六十八条の五の四（ただし書及び第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条

の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率（第五十九条第一項、第六十条の二第一項及び第六十八条の九第一項に規定するものについては、建築物の容積率の最高限度に係る場合に限る。第六項において同じ。）の算定の基礎となる延べ面積には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この項及び第六項において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。以下この項において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超える場合においては、当該建築物の住宅及び老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一）は、算入しないものとする。

4 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。

5 地方公共団体は、土地の状況等により必要と認める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、区域を限り、第三項の地盤面を別に定めることができる。

6 第一項、第二項、次項、第十二項及び第十四項、第五十七条の二第三項第二号、第五十七条の三第二項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十条の二第一項及び第四項、第六十八条の三第一項、第六十八条の四、第六十八条の五、第六十八条の五の二、第六十八条の五の三第一項、第六十八条の五の四（第一号ロを除く。）、第六十八条の五の五第一項第一号ロ、第六十八条の八、第六十八条の九第一項、第八十六条第三項及び第四項、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の五第三項並びに第八十六条の六第一項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積には、政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積は、算入しないものとする。

7 建築物の敷地が第一項及び第二項の規定による建築物の容積率に関する制限を受ける地域、地区又は区域の二以上にわたる場合においては、当該建築物の容積率は、第一項及び第二項の規定による当該各地域、地区又は区域内の建築物の容積率の限度にその敷地の当該地域、地区又は区域内にある各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計以下でなければならない。

8 その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物（居住環境向上用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該居住環境向上用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの及び特定用途誘導地区内の建築物であつてその一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するものを除く。）であつて次に掲げる条件に該当するものについては、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下で当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計のその延べ面積に対する割合に応じて政令で定める方法により算出した数値（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内にあつては、当該都市計画において定められた数値から当該算出した数値までの範囲内で特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て別に定めた数値）を同項第二号又は第三号に定める数値とみなして、同項及び第三項から前項までの規定を適用する。ただし、当該建築物が第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第一項第二号又は第三号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。

一 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高層住居誘導地区及び特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）又は商業地域（特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域を除く。）内にあること。

二 その敷地内に政令で定める規模以上の空地（道路に接して有効な部分が政令で定める規模以上であるものに限る。）を有し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上であること。

9 建築物の敷地が、幅員十五メートル以上の道路（以下この項において「特定道路」という。）に

接続する幅員六メートル以上十二メートル未満の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分において接する場合における当該建築物に対する第二項から第七項までの規定の適用については、第二項中「幅員」とあるのは、「幅員（第九項の特定道路に接続する同項の前面道路のうち当該特定道路からの延長が七十メートル以内の部分にあつては、その幅員に、当該特定道路から当該建築物の敷地が接する当該前面道路の部分までの延長に応じて政令で定める数値を加えたもの）」とする。

- 1 0 建築物の敷地が都市計画において定められた計画道路（第四十二条第一項第四号に該当するものを除くものとし、以下この項において「計画道路」という。）に接する場合又は当該敷地内に計画道路がある場合において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該計画道路を第二項の前面道路とみなして、同項から第七項まで及び前項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該敷地のうち計画道路に係る部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。
- 1 1 前面道路の境界線又はその反対側の境界線からそれぞれ後退して壁面線の指定がある場合において、特定行政庁が次に掲げる基準に適合すると認めて許可した建築物については、当該前面道路の境界線又はその反対側の境界線は、それぞれ当該壁面線にあるものとみなして、第二項から第七項まで及び第九項の規定を適用するものとする。この場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。
  - 一 当該建築物がある街区における土地利用の状況等からみて、その街区において、前面道路と壁面線との間の敷地の部分が当該前面道路と一体的かつ連続的に有効な空地として確保されており、又は確保されることが確実と見込まれること。
  - 二 交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。
- 1 2 第二項各号の規定により前面道路の幅員のメートルの数値に乗ずる数値が十分の四とされている建築物で、前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限（道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。）がある場合において当該壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線（以下この項及び次項において「壁面線等」という。）を越えないもの（ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。）については、当該前面道路の境界線は、当該壁面線等にあるものとみなして、第二項から第七項まで及び第九項の規定を適用することができる。ただし、建築物の容積率は、当該前面道路の幅員のメートルの数値に十分の六を乗じたもの以下でなければならない。
- 1 3 前項の場合においては、当該建築物の敷地のうち前面道路と壁面線等との間の部分の面積は、敷地面積又は敷地の部分の面積に算入しないものとする。
- 1 4 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの容積率は、第一項から第九項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする。ことができる。
  - 一 同一敷地内の建築物の機械室その他これに類する部分の床面積の合計の建築物の延べ面積に対する割合が著しく大きい場合におけるその敷地内の建築物
  - 二 その敷地の周囲に広い公園、広場、道路その他の空地を有する建築物
- 1 5 第四十四条第二項の規定は、第十項、第十一項又は前項の規定による許可をする場合に準用する。

（高度地区）

第五十八条 高度地区内においては、建築物の高さは、高度地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。

○都市の低炭素化の促進に関する法律

（低炭素建築物新築等計画の認定）

第五十三条 市街化区域等内において、建築物の低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政

令で定める建築設備（以下この項において「空気調和設備等」という。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「低炭素化のための建築物の新築等」という。）をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画（以下「低炭素建築物新築等計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

2 低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の延べ面積、構造、設備及び用途並びに敷地面積
- 三 低炭素化のための建築物の新築等に係る資金計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項  
(低炭素建築物新築等計画の認定基準等)

第五十四条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

一 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第一項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ、建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合するものであること

二 低炭素建築物新築等計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。

三 前条第二項第三号の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

2 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

3 前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知しなければならない。

4 建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があったものとみなす。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第九十三条から第九十三条の三までの規定は、第四項において準用する同法第十八条第三項及び第十四項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による申出があった場合及び同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

- 9 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十九条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

(低炭素建築物新築等計画の変更)

第五十五条 前条第一項の認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の認定について準用する。

○住宅の品質確保の促進等に関する法律

(住宅性能評価)

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載し、国土交通省令・内閣府令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

- 2 前項の申請の手続その他住宅性能評価及び住宅性能評価書の交付に関し必要な事項は、国土交通省令・内閣府令で定める。
- 3 何人も、第一項の場合を除き、住宅の性能に関する評価書、住宅の建設工事の請負契約若しくは売買契約に係る契約書又はこれらに添付する書類に、同項の標章又はこれと紛らわしい標章を付してはならない。



$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$   
 この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
- $E_{SH}$  第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SC}$  第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SV}$  第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SL}$  第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SW}$  第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_M$  第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_{ST} = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.8 + E_M \times 10^{-3}$   
 この式において、 $E_{ST}$ 、 $E_{SH}$ 、 $E_{SC}$ 、 $E_{SV}$ 、 $E_{SL}$ 、 $E_{SW}$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- $E_{ST}$  誘導基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきギガジュール)
- $E_{SH}$  第五条第一項の暖房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SC}$  第五条第一項の冷房設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SV}$  第五条第一項の機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SL}$  第五条第一項の照明設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_{SW}$  第五条第一項の給湯設備の基準一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)
- $E_M$  第五条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

附 則  
 1 (施行期日)  
 この省令は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 この省令の施行前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の届出、同法第二十条第二項の通知、同法第二十三条第一項若しくは第四十一条第一項の認定の申請又は同法第二十七条第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託がされた建築物に係る同法第二条第一項第三号の建築物エネルギー消費性能基準については、なお従前の例による。



(2) 住宅部分が外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

ロ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

(2) 住宅部分が一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すること。

三 (略)

(住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量)

第十三条 第十号第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る)及び第三号各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  誘導設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_H$  第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_C$  第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_V$  第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_L$  第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_W$  第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_S$  エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)

$E_M$  第四条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

(略)

2 第十号第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ)は、次の各号のいずれかの数値とする。

一・二 (略)

4 (略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十四条 第十号第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)とする。

ロ 住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量が、住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量を超えないこと。

三 (略)

(住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量)

第十三条 第十号第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る)及び第三号各号の単位住戸の誘導設計一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)とする。

$$E_T = (E_H + E_C + E_V + E_L + E_W - E_S + E_M) \times 10^{-3}$$

(この式において、 $E_T$ 、 $E_H$ 、 $E_C$ 、 $E_V$ 、 $E_L$ 、 $E_W$ 、 $E_S$ 及び $E_M$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_T$  誘導設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_H$  第四条第一項の暖房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_C$  第四条第一項の冷房設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_V$  第四条第一項の機械換気設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_L$  第四条第一項の照明設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_W$  第四条第一項の給湯設備の設計一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

$E_S$  エネルギー利用効率化設備による誘導設計一次エネルギー消費量の削減量(単位 一年につきメガジュール)

$E_M$  第四条第一項のその他一次エネルギー消費量(単位 一年につきメガジュール)

(略)

2 第十号第二号ロ(1)の住宅部分の誘導設計一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合を除く。以下この項において同じ)は、次の各号のいずれかの数値とする。

一・二 (略)

4 (略)

(住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量)

第十四条 第十号第二号ロ(1)の住宅部分の誘導基準一次エネルギー消費量(住宅部分の単位住戸の数が一である場合に限る)及び次項の単位住戸の誘導基準一次エネルギー消費量は、次の式により算出した数値(その数値に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り上げる)とする。

(3) (略)  
 (略)  
 三 (略)

2 前項第二号イ(1)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。  
 (特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)に適合するものであること。

二 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)又は(2)のいずれかに適合すること。

(1) 第一条第一項第二号イ(1)の国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四〇	一
二	〇・四〇	一
三	〇・五〇	一
四	〇・六〇	一
五	〇・六〇	三・〇
六	〇・六〇	二・八
七	〇・六〇	二・七
八	一	六・七

(3) (略)  
 (略)  
 三 (略)

2 前項第二号イ(1)(i)及び(ii)の地域の区分は、国土交通大臣が別に定めるものとする。  
 (特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準)

第八条 法第二十九条第一項の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 特定建築主が令和二年度以降に新築する分譲型一戸建て規格住宅が、第一条第一項第二号イ(1)(i)に適合するものであること。

二 (略)

(建築物エネルギー消費性能誘導基準)

第十条 法第三十五条第一項第一号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 (略)

二 住宅 次のイ及びロに適合するものであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 第一条第一項第二号イ(1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率(単位 一平方メートル一度につきワット)	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四〇	一
二	〇・四〇	一
三	〇・五〇	一
四	〇・六〇	一
五	〇・六〇	三・〇
六	〇・六〇	二・八
七	〇・六〇	二・七
八	一	六・七

八	七	六	五	四	三
1	0.87	0.87	0.87	0.75	0.56
6.7	2.7	2.8	3.0	1	1

(2) (1)の国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅(国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。)の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	住棟単位外皮平均熱貫流率(単位一平方メートルにつきワット)	住棟単位冷房期平均日射熱取得率
一	0.41	1
二	0.41	1
三	0.44	1
四	0.69	1
五	0.75	1.5
六	0.75	1.4
七	0.75	1.3
八	1	2.8

八	七	六	五	四	三
1	0.87	0.87	0.87	0.75	0.56
6.7	2.7	2.8	3.0	1	1

(2) 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合すること。

(i) 住宅(単位住戸の数が一であるものに限る。) (1)(i)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル住宅(国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。)の単位住戸の外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率が、(1)(i)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(ii) 住宅(単位住戸の数が一であるものを除く。) (1)(ii)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した外皮性能モデル共同住宅(国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の算出に用いるべき標準的な共同住宅であると認めるものをいう。)の住棟単位外皮平均熱貫流率及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率が、(1)(ii)の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

(ii) 住宅(単位住戸の数が一であるものを除く。)の住棟単位外皮平均熱貫流率(1)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の外皮平均熱貫流率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。)及び住棟単位冷房期平均日射熱取得率(1)に規定する国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸の冷房期の平均日射熱取得率の合計を単位住戸の数で除したものをいう。以下(ii)及び(ii)において同じ。)が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

○経済産業省  
国土交通省令第二号  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第三号及び第三十五条第一項第一号の規定に基づき、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
令和四年十一月七日  
経済産業大臣 西村 康稔  
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年 経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一（略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合することであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分）をいう。以下(1)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	一
二	〇・四六	一

改正前

（建築物エネルギー消費性能基準）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第三号の経済産業省令・国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一（略）

二 住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。以下「住宅」という。） 次のイ及びロに適合することであること。ただし、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によつて住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 次の(1)から(3)までのいずれかに適合すること。

(1) 次の(i)又は(ii)のいずれかに適合すること。  
(i) 国土交通大臣が定める方法により算出した単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の外皮平均熱貫流率（単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。）を外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分）をいう。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分）をいう。以下(i)において同じ。）の面積で除した数値をいう。以下同じ。）及び冷房期（一年間のうち一日の最高気温が二十三度以上となる全ての期間をいう。以下同じ。）の平均日射熱取得率（日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を外皮の面積により加重平均した数値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げる数値以下であること。

地域の区分	外皮平均熱貫流率（単位メートル一度につきワット）	冷房期の平均日射熱取得率
一	〇・四六	一
二	〇・四六	一

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年十一月十六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 松野 博一

政令第三百五十号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和五年四月一日とする。

経済産業大臣臨時代理  
国務大臣 岡田 直樹  
国土交通大臣 齊藤 鉄夫  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 松野 博一

（建築士法の一部改正）

第五条 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十項中、「軒の高さ」を削る。

第三条第一項中「左の各号」を「次に」に、「中同様とする」を「において同じ」に改め、同項第一号中「オーデトリウム」を「オーデトリウム」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える」を「十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第三号中「れん、瓦造、コンクリートブロック造若しくは」を「れんが造、コンクリートブロック造又は」に、「高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえる」を「超えるもの、高さが十六メートルを超えるもの又は地階を除く階数が四以上である」に改め、同項第四号中「こえ、且つ」を「超え、かつ」に、「以上の」を「以上である」に改める。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第六条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「まで」の下に「若しくは前号」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上を主たる目的とする住宅の改良に必要な資金の貸付けを行うこと。

第十四条中「第九号」を「第十号」に改める。  
第十九条第一項中「第十一号」を「第十二号」に改める。  
第二十二条中「第九号」を「第十号」に改める。

第七条 独立行政法人住宅金融支援機構法の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第十号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条の規定 公布の日

二 第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅）を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。）、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の次に一章を加える改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定を除く。）及び第三条の規定並びに附則第十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第一条（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正規定、同法の目次の改正規定（特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅）を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に改める部分を除く。）、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定に限る。）、第四条（建築基準法第二条の改正規定（同条第十七号の改正規定を除く。）、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第五十二条第二号の改正規定、同法第六十一条に一項を加える改正規定、同法第八十六条の七の改正規定、同法第八十七条第四項の改正規定及び同法第八十八条第一項の改正規定（から第三号まで）を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改める部分及び「それぞれ」を削る部分を除く。）及び第七十七条の規定並びに附則第四条、第八条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百五十五号の二（一）の改正規定（第十五条第一項）を「第十四条第一項」に改める部分を除く。）及び同号（二）の改正規定（第二十四条第一項）を「第十七条第一項」に改める部分を除く。）及び第九号の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十条から第十三条まで及び第十五条の規定は、この法律の施行の日（以下この条、次条及び附則第十三条において「施行日」という。）以後にその工事に着手する建築物の建築について適用し、施行日前にその工事に着手した建築物の建築に関して当該建築物のエネルギー消費性能の向上のために第二条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する建築主、国等の機関の長及び所管行政庁が講ずべき措置については、なお従前の例による。

（建築基準法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の建築基準法第六条第一項又は第十八条第二項の規定は、施行日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（消防法の一部改正）

第七条 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第六条第一項第四号」を「第六条第一項第三号」に改める。

第五十三條第五項に次の一号を加える。  
 四 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事をを行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの

第五十五條第四項中「規定は、」の下に「第三項又は」を加え、「場合に」を「場合について」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。第五十八條第二項において同じ。）の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事をを行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前二項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとする事ができる。

2 前項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区内においては、再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事をを行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるものであつて、特定行政庁が市街地の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、同項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、当該最高限度を超えるものとする事ができる。

3 第四十四條第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合について準用する。

第八十六條第一項中「に建築される」を「において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（以下この条及び第八十六條の四において「建築等」という。）をする」に、「建築されるもの」を「建築等をするもの」に、「のうち」を「について」に、「認められるもの」を「認めるときは、当該一又は二以上の建築物」に改め、同条第二項中「建築物が建築される」を「において建築物の建築等をする」に、「当該区域内に存することとなる」を「当該区域内における」に改め、同条第三項中「建築される」を「において建築等をする」に、「のうち」を「について」に、「ものについては」を「ときは、当該一又は二以上の建築物に対する」に、「当該建築物の建築等をし」に、「存することとなる」を「おける」に、「建築される」を「当該建築等をする」に改め、同条第六項中「申請しようとする」を「申請する」に改め、同条第七項中「建築を」を「建築等を」に改める。

第八十六條の二の見出し中「一敷地内認定建築物以外の」を削り、同条第一項中「建築しよう」を「新築し、又は一敷地内認定建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項から第三項までにおいて「増築等」という。）をしよう」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改め、同条第二項中「一敷地内認定建築物以外の建築物を」を削り、「建築しよう」を「において、一敷地内認定建築物以外の建築物を新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等をし」に改め、同条第三項中「建築しよう」を「新築し、又は一敷地内認定建築物について増築等をし」に改め、同条第四項中「申請しようとする」を「申請する」に改める。

第八十六條の四各号中「建築する」を「建築等をする」に改める。  
 第八十六條の七第一項中「第五十八條」を「第五十八條第一項」に、「第三條第三項第三号及び第四号」を「第三條第三項（第三号及び第四号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）」に改め、同条第二項及び第三項中「第三條第三項第三号及び第四号」を「第三條第三項」に改め、同条第四項中「同条第三項第三号及び第四号」を「同条第三項」に改める。

第八十七條第四項中「第三條第三項第三号及び第四号」を「第三條第三項」に改める。  
 第九十一條第一項第六号中「第五十八條」を「第五十八條第一項」に改める。

第四條 建築基準法の一部を次のように改正する。

第二条中「それぞれ当該」を「当該」に改め、同条第七号の二中「第九号の三口」の下に「及び第二十六條第二項第二号」を加え、同条第九号の二イ中「主要構造部が」を「主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、」に改め、同号イ②中「主要構造部」を「特定主要構造部」に改め、同条第十七号中「第五條の六第二項及び第六條第三項第二号において」を「以下」に、「第六條第三項第三号において同じ。」を「同号において同じ。」に改める。

第五條の六第二項中「この項及び次条第三項第二号において」を削る。  
 第六條第一項中「第一号から第三号まで」を「第一号若しくは第二号」に、「から第三号までに掲げる規模」を「又は第二号に規定する規模」に、「第四号」を「第三号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前号に掲げる建築物を除くほか、二以上の階数を有し、又は延べ面積が二百平方メートルを超える建築物  
 第六條第一項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第六項中「第六條の三第一項の」を「第六條の三第一項本文に規定する」に改める。  
 第六條の三第一項ただし書を次のように改める。

ただし、当該建築物の計画に係る確認審査が次の各号に掲げる確認審査である場合において、当該確認審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる確認審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築士がするときは前条第一項の規定による指定を受けた者が当該要件を備える者である第七十七條の二十四第一項の確認検査員にさせるときは、この限りでない。

一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十條第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの確認審査

二 当該建築物の計画（第二十條第一項第四号に掲げる建築物に係るものうち、構造設計一級建築士の構造設計に基づくもの又は当該建築物が構造関係規定に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計に基づくものに限る。）が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査（前号に掲げる確認審査に該当するものを除く。）  
 第六條の四第一項第三号中「第六條第一項第四号」を「第六條第一項第三号」に改める。  
 第七條の六第一項中「から第三号まで」を「若しくは第二号に掲げる」に改める。  
 第十八條第四項本文中「審査」の下に「（以下この項及び次項において「審査」という。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該建築物の計画に係る審査が次の各号に掲げる審査である場合において、当該審査を構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として当該各号に掲げる審査の区分に応じて国土交通省令で定める要件を備える者である建築士がするときは、この限りでない。  
 一 当該建築物の計画が特定構造計算基準のうち第二十條第一項第二号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分であつて審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるもの又は特定増改築構造計算基準のうち審査が比較的容易にできるものとして政令で定めるものに適合するかどうかの審査



第六十一条第一項中「第二十四条第一項」を「第十七条第一項」に改め、「単に」を削り、「第二十三條第一項」を「第十六條第三項」に改め、同条第二項中「第四十七條第一項及び第四十八條」を「第三十九條第一項及び第四十條」に、「第四十七條第二項及び第三項、第四十九條並びに第五十一条から第五十九條まで」を「第三十九條第二項及び第三項、第四十一條並びに第四十三條から第五十一條まで」に改め、同項の表を次のように改める。

第三十九條第一項及び第二項	前条第二項第二号	第五十五條第二項第二号
第四十條第二項	第三十六條から第三十八條まで	第五十三條第一項、第五十四條及び第五十五條
第四十一條第一項ただし書	第三十七條各号	第五十四條各号
第四十三條	適合性判定員	第五十六條の評価員
第四十三條から第四十五條まで、第四十七條、第四十九條、第五十條第一項、第五十一條第一項及び第二項	判定の業務	評価の業務
第四十五條	判定業務規程	評価業務規程
第四十八條	第三十八條第一項各号	第五十五條第一項各号

第六章第二節中第六十一条を第五十三條とする。  
第六十二条第一号中「第四十五條第一号」を「第三十七條第一号」に改め、同条第二号中「第六十五條第一項」を「第五十七條第一項」に改め、同条を第五十四條とし、第六十三條を第五十五條とし、第六十四條を第五十六條とする。

第六十五條第一項中「第六十二條第一号」を「第五十四條第一号」に改め、同条第二項第一号中「第六十一條第二項」を「第五十三條第二項」に、「第四十七條第二項、第四十九條第二項、第五十四條第一項、第五十五條又は第五十九條第一項」を「第三十九條第二項、第四十一條第二項、第四十六條第一項、第四十七條又は第五十一條第一項」に改め、同項第二号中「第六十一條第二項」を「第五十三條第二項」に、「第五十三條第二項」に、「第五十三條第一項」を「第四十五條第一項又は第三項」に改め、同項第三号中「第六十一條第二項」を「第五十三條第二項」に、「第五十四條第二項各号」を「第四十六條第二項各号」に改め、同項第四号中「第六十一條第二項」を「第五十三條第二項」に、「第五十三條第三項、第五十六條又は第五十七條」を「第四十五條第四項、第四十八條又は第四十九條」に改め、同条第三項中「第六十條第三項」を「第五十二條第三項」に改め、同条を第五十七條とする。

第六十六條第一項第二号中「第六十一條第二項」を「第五十三條第二項」に、「第五十九條第一項」を「第五十一條第一項」に改め、同条第二項中「しよ」とを削り、同条を第五十八條とし、第六十七條を第五十九條とする。  
第六十七條の二第一項及び第二項第三号中「第六十七條の六」を「第六十四條」に改め、第六章の二中同条を第六十條とする。

第六十七條の三中「第六十七條の五第一項」を「第六十三條第一項」に改め、同条を第六十一條とし、第六十七條の四を第六十七條の二とし、第六十七條の五を第六十三條とする。

第六十七條の六中「第六十七條の二第六項」を「第六十條第六項」に改め、同条を第六十四條とし、第七章中第六十八條を第六十五條とし、第六十九條から第七十一條までを三條ずつ繰り上げる。

第七十二条第一項中「第五十一條（第六十一條第二項）を「第四十三條（第五十三條第二項）に改め、同条第二項中「第六十條第二項又は第六十五條第二項」を「第五十二條第二項又は第五十七條第二項」に改め、第八章中同条を第六十九條とする。

第七十三条中「第十四條第一項」を「第十三條第一項」に改め、同条を第七十條とする。

第七十四條中「第十六條第二項、第十九條第三項、第三十條第三項、第三十三條第三項又は第三十三條の三第三項」を「第二十三條第三項、第二十六條第三項又は第二十八條第三項」に改め、同条を第七十一條とする。

第七十五条第一号中「第十七條第一項、第二十一條第一項、第三十條第四項、第三十二條第四項、第三十三條の三第四項若しくは第四十三條第一項」を「第十五條第一項、第二十三條第四項、第二十六條第四項若しくは第二十八條第四項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第五十八條第一項」を「第五十條第一項」に、「第六十一條第二項」を「第五十三條第二項」に改め、同条を同条第二号とし、同条を第七十二條とする。

第七十六條第一号を削り、同条第二号中「第五十五條第一項（第六十一條第二項）を「第四十七條第一項（第五十三條第二項）に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「第五十五條第二項（第六十一條第二項）を「第四十七條第二項（第五十三條第二項）に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第五十九條第一項（第六十一條第二項）を「第五十一條第一項（第五十三條第二項）に改め、同号を同条第三号とし、同条を第七十三條とする。

第七十七條中「第三十七條」を「第三十二條」に改め、同条を第七十四條とする。  
第七十八條中「第七十二條第二項又は第七十三條」を「第六十九條第二項又は第七十條」に改め、同条を第七十五條とする。

第七十九條第一号中「第四十九條第二項（第六十一條第二項）を「第四十一條第二項（第五十三條第二項）に改め、同条第二号中「第五十四條第一項（第六十一條第二項）を「第四十六條第一項（第五十三條第二項）に改め、同条を第七十六條とする。

第八章を第九章とし、第七章を第八章とし、第六章の二を第七章とする。  
附則第二条の前の見出しを削り、同条から附則第四条までを次のように改める。  
第二条から第四条まで 削除

（建築基準法の一部改正）

第三条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項中「住宅にあつては七分の一以上、その他の建築物にあつては」を削り、「おいて」の下に「居室の種類に依り」を加える。

第五十二條第三項中「及び第六項」を「並びに第六項第二号及び第三号」に、「第六項の政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「第六項各号に掲げる建築物の」に改め、同条第六項中「政令で定める昇降機の昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する」を「次に掲げる建築物の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 政令で定める昇降機の昇降路の部分
- 二 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下又は階段の用に供する部分
- 三 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分（給湯設備その他の国土交通省令で定める建築設備を設置するためのものであつて、市街地の環境を害するおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

第五十二条第十四項に次の一号を加える。

- 三 建築物のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。次条第五項第四号において同じ。）の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして国土交通省令で定めるもの



第三十三条の見出し中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」の戸数が第三十一条の政令で定める数未満となる住宅区分に係るものを除く。以下この条において同じ。」を「請負型一戸建て規格住宅等」に、「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第二項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に改め、同条第三項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」を削り、「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置

(販売事業者等の表示)

第三十三条の二 建築物の販売又は賃貸（以下この項並びに次条第一項及び第四項において「販売等」という。）を行う事業者（次項及び同条において「販売事業者等」という。）は、その販売等を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による建築物のエネルギー消費性能の表示について、次に掲げる事項を定め、これを告示するものとする。

一 建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項

二 表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項

項

(販売事業者等に対する勧告及び命令等)

第三十三条の三 国土交通大臣は、販売事業者等が、その販売等を行う建築物について前条第二項の規定により告示されたところに従ってエネルギー消費性能の表示をしていないと認めるときは、当該販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物について、その告示されたところに従ってエネルギー消費性能に関する表示をすべき旨の勧告をすることができる。

2 国土交通大臣は、前項の勧告を受けた販売事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 国土交通大臣は、第一項の勧告を受けた販売事業者等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、建築物のエネルギー消費性能の向上を著しく害すると認めるときは、社会資本整備審議会の意見を聴いて、当該販売事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 国土交通大臣は、前三項の規定の施行に必要な限度において、販売事業者等に対し、その販売等を行う建築物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、販売事業者等の事務所その他の事業場若しくは販売事業者等の販売等を行う建築物に立ち入り、販売事業者等の販売等を行う建築物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十七条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第三十四条第一項中「は、エネルギー消費性能の向上」を「は、エネルギー消費性能の一層の向上」に、「又はエネルギー消費性能の向上」を「又はエネルギー消費性能の一層の向上」に、「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改め、同条第二項第三号中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改め、同条第三項中「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改める。

第三十五条第一項第一号中「建築物エネルギー消費性能基準を超え、かつ」を削り、「エネルギー消費性能の向上の一層」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同項第三号並びに同条第八項及び第九項中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改める。

第三十七条及び第三十八条中「エネルギー消費性能の向上のための建築物の新築等」を「エネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等」に改める。

第四十三条第一項中「政令で定めるところにより」を削る。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置

(建築物再生可能エネルギー利用促進区域)

第六十七条の二 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の一定の区域であつて、建築物への再生可能エネルギー利用設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備その他の再生可能エネルギー源（太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものをいう。）の利用に資する設備として国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）の設置の促進を図ることが必要であると認められるもの（以下「建築物再生可能エネルギー利用促進区域」という。）について、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画（以下この条、次条及び第六十七条の六において「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 建築物再生可能エネルギー利用促進区域の位置及び区域

二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域において建築物への設置を促進する再生可能エネルギー利用設備の種類に関する事項

三 建築物再生可能エネルギー利用促進区域内において再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について建築基準法第五十二条第十四項、第五十三条第五項、第五十五条第三項又は第五十八条第二項の規定（第五項及び第六十七条の六において「特例対象規定」という。）の適用を受けるための要件に関する事項

3 促進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置に関する啓発及び知識の普及に関する事項その他建築物再生可能エネルギー利用促進区域内における建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関し必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 市町村は、促進計画を作成するときは、あらかじめ、これに定めようとする第二項第三号に掲げる事項について、当該建築物再生可能エネルギー利用促進区域内の建築物について特例対象規定による許可の権限を有する特定行政庁（建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁をいう。）と協議をしなければならない。

6 市町村は、促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 前三項の規定は、促進計画の変更について準用する。

法律第六十九号

改正する法律  
（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律  
目次中「特定建築主の新築する分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等」に、「特定建設工事業者の新たに建設する請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等」に、「第四章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等（第三十四条―第四十条）」を「第三章の二 販売事業者等による建築物の販売等に係る措置（第三十三条―第四十条）」に、「第七章 雑則（第六十八条―第七十一条）」を「第六章の二 建築物再生可能エネルギー利用促進区域における措置（第六十七条の二―第六十七条の六）」に改める。

第一条中「の向上」を「の向上及び建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進（以下「建築物のエネルギー消費性能の向上等」という。）に」、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第三条第一項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、「以下」の下に「この条、第三十五条第一項第二号及び第六十七条の二第一項において」を加え、同条第二項第一号から第三号までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同項第四号中「前各号」を「前各号」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第六十七条の二第一項に規定する促進計画に関する基本的な事項  
第四条第一項及び第二項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改め、同条第三項中「建築物のエネルギー消費性能の向上を促進する」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等を図る」に改め、同条第四項及び第五項中「建築物のエネルギー消費性能の向上」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等」に改める。

第六条第一項中「第二十九条第二項」を「第二十九条及び」に改め、「及び第三十五条第一項第一号」を削り、同条第二項中「第三十四条第一項」の下に「及び第六十七条の四」を加える。

第七条を次のように改める。

第七節 削除  
第十七条第一項及び第二十一条第一項中「政令で定めるところにより」を削る。

第三章第五節の節名を次のように改める。  
第五節 分譲型一戸建て規格住宅及び分譲型規格共同住宅等に係る措置  
第二十八条の見出しを「特定一戸建て住宅建築主及び特定共同住宅等建築主の努力」に改め、同条中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主」に改め、「あつて、その」の下に「一年間に」を加え、「以下」を「（以下この項及び次条第一項において）」に、「以下」を「同項において」に、「次条第一項」を「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建築主（自らが定めた共同住宅等（共同住宅又は長屋をいう。以下この項及び第三十一条第二項において同じ。）の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新築し、これを分譲することを業として行う建築主であつて、その一年間に新築する当該規格に基づく共同

住宅等（以下この項及び次条第一項において「分譲型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、第六条に定めるもののほか、その新築する分譲型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第二十九条の見出しを「（分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準）」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「分譲型一戸建て規格住宅又は分譲型規格共同住宅等（以下この条及び次条において「分譲型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建築主又は特定共同住宅等建築主（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建築主等」という。）に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改める。

第三十条の見出し中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第一項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に、「エネルギー消費性能の向上」を「エネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第二項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に改め、同条第三項中「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅のエネルギー消費性能の向上」を「分譲型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上」に改め、同条第四項中「政令で定めるところにより」を削り、「特定建築主」を「特定一戸建て住宅建築主等」に、「分譲型一戸建て規格住宅」を「分譲型一戸建て規格住宅等」に改める。

第六節 請負型一戸建て規格住宅及び請負型規格共同住宅等に係る措置

第三十一条の見出しを「（特定一戸建て住宅建設工事業者及び特定共同住宅等建設工事業者の努力）」に改め、同条中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者」に改め、「定めた」及び「基づき」の下に「一戸建ての」を、「あつて、その」の下に「一年間に」を、「基づく」の下に「一戸建ての」を加え、「請負型規格住宅」を「この項及び次条第一項において「請負型一戸建て規格住宅」に改め、「政令で定める住宅の区分（第三十三条第一項において「住宅区分」という。）ごとに」を削り、「以下」を「同項において」に、「請負型規格住宅を次条第一項」を「請負型一戸建て規格住宅を同項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特定共同住宅等建設工事業者（自らが定めた共同住宅等の構造及び設備に関する規格に基づき共同住宅等を新たに建設する工事を業として請け負う者であつて、その一年間に新たに建設する当該規格に基づく共同住宅等（以下この項及び次条第一項において「請負型規格共同住宅等」という。）の住戸の数が政令で定める数以上であるものをいう。同項において同じ。）は、その新たに建設する請負型規格共同住宅等を同項に規定する基準に適合させるよう努めなければならない。

第三十二条の見出しを「（請負型一戸建て規格住宅等のエネルギー消費性能の一層の向上に関する基準）」に改め、同条第一項中「特定建設工事業者」を「請負型一戸建て規格住宅又は請負型規格共同住宅等（以下この条及び次条において「請負型一戸建て規格住宅等」という。）ごとに、特定一戸建て住宅建設工事業者又は特定共同住宅等建設工事業者（次項及び同条において「特定一戸建て住宅建設工事業者等」という。）に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改め、同条第二項中「特定建設工事業者」を「特定一戸建て住宅建設工事業者等」に、「請負型規格住宅」を「請負型一戸建て規格住宅等」に改める。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年六月十七日

内閣総理大臣 岸田 文雄